

第8回 JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会
議事次第

1. 日時： 2021年4月13日（火）14:00-17:30
2. 場所： JICA 本部 202 会議室 および オンライン（Microsoft Teams）
3. 議題：
 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 環境社会配慮ガイドライン改定案の説明・意見交換 1
 - (3) 異議申立手続要綱改訂の論点案の説明・意見交換 1
 - (4) その他
4. 今後の予定：

第9回

日時：2021年5月11日（火）14:00-17:00

場所：JICA 本部 111+112 会議室およびオンライン（Microsoft Teams）

議題：

 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 環境社会配慮ガイドライン改定案の説明・意見交換 2
 - (3) 異議申立手続要綱改訂の論点案の説明・意見交換 2
 - (4) その他
5. 配布資料：
 - (1) 議事次第
 - (2) 第8回諮問委員会資料①
 - (3) 第8回諮問委員会資料②
 - (4) 【参考資料：黒木委員意見】ドラフト EIA と公開に関する意見

以上

第7回諮問委員会以降に JICA 方針 (案) の更新を行っています。更新箇所は下線で示しています。

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員会からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
全体			<ol style="list-style-type: none"> 1. 個別案件で実務を担うコンサルタントの立場として、迅速かつ質の高い ODA 実施の一翼を担う事を認識し、新ガイドラインに示された内容について丁寧な調査、分析、十分な協議を行った上での現地ステークホルダーとの合意形成等の重要性を認識。一方、拡大・多様化する項目について定められたコストと最小限の人員並びに厳しいスケジュールの中で速やかに実施する事も課題と認識。(黒木委員) 2. 本 GL も各省庁と足並みを揃えて、脱炭素移行との整合性が取れるよう位置づけることが求められる。(杉本委員) 3. 包括的な検討プロセスの助言のうち改定の方がまとまっている事項については、原則として改定内容に反映するとともに、反映しない場合にはその理由と代替となる対応について明確に示すこと。(村山委員) 4. 協調融資案件におけるコモンアプローチの導入も考えられることから、今回の改定で可能な限り他の国際協力機関のセーフガードポリシーと整合性を図ることが望ましい。一方で、環境社会配慮の実施体制の違いも考慮して、実現可能性も考慮した内容とすべき。(村山委員) 5. 次の改定までの 10 年間を見据えた内容とし、短期間に内容の変更が求められないよう基本原則を主に扱うべき。(村山委員) 6. 今後 10 年間に生じうる変化に柔軟に対応できる自由度を確保することも肝要。(村山委員) 7. 下記視点をバランス良く確保する環境社会ガイドライン改定案を議論させて頂き度いと考えます。 <ol style="list-style-type: none"> 1) JICA 各協力事業に参画する環境社会配慮ガイドラインのユーザーとして、迅速性を失わず、活用利便性を維持し、開発効果を最大化すること。 2) JICA 各協力事業の実施に際し、相手国に適切な環境社会配慮を促すこと。 3) JICA 各協力事業の実施に際し、JICA による環境社会配慮支援・ 	<p>左記の「全体」に関するご意見は、各論点に関する JICA 方針 (案) の検討にあたり、参考にさせていただきます。</p> <p>なお、GL 改定の基本的な方針としては、(1) GL は改定後 10 年間の運用を想定し基本原則を主に扱う、(2) 運用面で GL を補完し、必要に応じて説明を加える場合は FAQ に記載する、(3) その他運用で勘案する事項は内部用資料等で取り扱うことといたしたい。</p> <p>また、改定にあたっては、環境社会配慮を行いつつ、事業実施に向けた迅速化の要請にも対処することを念頭にバランスの取れた内容とすることを目指したい。</p> <p>【1】 FAQ の位置づけは、GL 利用者が質問・疑問に思うであろう点に答えるために作成された、「よくある質問」であり、GL が環境社会配慮の原則・基本手続きを示すのに対し、FAQ は GL 上の記載の <u>説明</u> や GL の解釈を示す解説書である。以上を FAQ の冒頭に示す。【FAQ】</p> <p>FAQ に次のように記載する。「(問) FAQ の位置づけはどのようなものですか。 (回答) FAQ は、環境社会配慮 GL に関して、利用者の皆さまが質問・疑問に思われるであろう点に答えるために作成された「よくある質問」です。また、GL が環境社会配慮の原則を示すのに対し、FAQ は GL 上の記載の説明や解釈を示す解説書です。GL 本文が分かりづらい場合には、こちらを併せて読んでいただけ</p>

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員会からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			<p>確認の適切な実施を確保すること。(持田委員)</p> <p>8. FAQ は GL の具体的な実施指針となっているため、FAQ の位置づけや策定プロセス等を GL の中で明記すること。また、現行の FAQ の内容を精査し、名称を含めて検討すること。(村山委員)</p> <p>9. JICA 方針 (案) に記載されている内容の扱い：内容として、主として次の内容が含まれているように思われる。</p> <p>1) GL に含めるべき内容</p> <p>2) 現行 FAQ に類するカテゴリーに含めるべき内容</p> <p>3) 上記 2 項目に含まれないが、JICA として対応する内容</p> <p>今後、方針案を上記のようなカテゴリーを参考に整理していただくことをご検討いただきたい。(村山委員)</p> <p>10. 現行 FAQ の扱い：内容として、次のような側面が含まれるように思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GL の実施細則的な側面 ・ 上記の実施細則とは異なるが、JICA が GL 以外で行なっている環境社会配慮の解説という側面 <p>改定委員会の議論を通じて現行 FAQ の位置づけや名称を検討し、GL の中でも FAQ に類する文書の存在を明記していただきたい。(村山委員)</p> <p>11. 他の JICA の規定との関係の整理と明示・公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの議論の中で、環境社会配慮ガイドラインの中で書き込める事項と、別文書に基づき扱うべき事項があることが明らかになっています。そのような文書には 2 つのタイプがあります。 ① JICA が環境社会配慮とは別の目的で定める構造・安全基準等の文書。安全性の議論等は、それらの文書の中で規定され、審査されるため、環境社会配慮ガイドラインでは特に書き込まれることはない。 ② 環境社会配慮ガイドラインには書ききれないような細部にわたる事項を規定する文書。現時点では FAQ がそれに該当するが、別途ガイドラインを受けた規程、細則等の作成も考えられる。 <p>・ これまで議論された事項を、上記の様々な文書の中でどう位置付けるかをまず明確にしてから議論を進めていただきたい。(鈴木委員)</p>	<p>れば幸いです」</p> <p>FAQ の見直しは、GL2.10 ガイドラインの適用と見直しに沿って、GL の運用実態について確認を行い 5 年以内に運用面の見直しを行うため、その際に見直すことが考えられる。それ以外でも GL の運用に伴い必要があれば随時見直し改善を図る。</p> <p>なお、本方針 (案) において対応内容について</p> <p>【GL】・【FAQ】・【別枠組】として整理。</p>
①理念、	1.1 開発協力大綱、質の高	(助言 1)ガイドライン「序」に SDGs、	12. 質の高いインフラ投資の推進に関しては「質の高いインフラ投資に	【2】 GL 「序」において、SDGs、パリ協定に

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
気候変動	<p>いインフラ投資の促進等の政府方針への対応</p> <p>1.2 持続可能な開発目標 (SDGs)、パリ協定といった国際潮流への対応</p>	<p>パリ協定にといった国際潮流を大きな枠組みを示し、「理念」に開発協力大綱で謳われる大きな方針を位置付けることが適当。大綱に示される「質の高い成長とそれを通じた貧困削減」が重点課題としてあり、質の高い成長は環境との調和への配慮等を含めるとい理念の柱を明確にした上で、重要な基本的な考え方について指針と方策をガイドラインに位置づけることが適当</p>	<p>関する G20 原則」(2019) 原則 5 インフラ投資への社会配慮の統合への言及が重要。(織田委員)</p> <p>13. 国際潮流を踏まえ、質の高い成長の重要なファクターとして、環境との調和、経済社会の持続的成長、地球温暖化対策を含め、それらを前提とするのが妥当。(杉田委員)</p> <p>14. いずれかの時点で Appraisal システムの見直しが行われることが望ましい。その際、特に以下の点が重要。① 世界的な潮流に沿ったものであり、かつ、緩和対策として優れた日本の GHG 等削減技術の JICA プロジェクトへの積極的な活用を推奨することを明示すること。② 将来の気候変動の影響増大に備えた自然災害等のリスクを考慮し、Appraisal に際しての構造基準等の見直しを図ること。(鈴木委員)</p> <p>15. JICA として SDGs17 ゴール中、特に 10 ゴールについて「中心的役割を示す」との方向性が示されているが、再考すべき。(日比委員)</p> <p>16. 「持続可能な開発」の原点、すなわち将来世代への貢献に立ち返るべき。(日比委員)</p> <p>17. 援助機関としてホスト国側の事情・潮流(特に NDC)の考慮にも触れるべき。(日比委員)</p> <p>18. ポスト/ウィズ・コロナ時代への対応、特にグリーン・リカバリーの考え方に言及すべき。(日比委員)</p> <p>19. 助言 1 から 4 に関連して、SDGs やパリ協定、開発協力大綱、ミテイゲーション・ヒエラルキーについては基本的な考え方であり当面大きな変更はないと思われることから、ガイドラインの本文で触れることが求められる。(村山委員)</p> <p>20. 助言 1～4：助言に異論ありません。(持田委員)</p> <p>21. 「パリ協定」自体は、国際潮流そのものというよりも、潮流を形作っている枠組であり、現時点で気候変動に係る国際潮流は、120 カ国以上がカーボンニュートラルに既にコミットしていること、多数の国が NDC の野心引き上げを報告していること、1.5°C 目標への引き上げの必要性などではないか。これらについても言及すべき。(日比委員)</p> <p>22. 「理念」においては、「インフラ海外展開に関する戦略の骨子(以下、インフラ新戦略)」や菅首相による「カーボンニュートラル宣言」など、気候変動に係るわが国の直近の政策や方針を位置づけるべきで</p>	<p>基づく脱炭素社会構築に向けた国際社会の取組について言及する。現行 GL の「序」に示される持続可能な開発の促進は維持する。【GL】(1 頁)</p> <p>【3】 GL1.1「理念」において、「序」で言及した国際潮流に触れつつ、開発協力大綱に示される「質の高い成長とそれを通じた貧困削減」に触れ、質の高い成長の重要なファクターとして、環境との調和、経済社会の持続的成長、地球温暖化対策を含める。さらに、質の高いインフラ投資の推進に関して、インフラ投資への環境配慮・社会配慮の統合に言及する。【GL】(2 頁)</p> <p>【4】 ミテイゲーション・ヒエラルキーの考え方を GL1.4 基本方針に記載する。【GL】(5 頁)</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「序」・「理念」を通して、国際潮流を踏まえた日本政府方針に沿って適切な環境社会配慮を行うことを明確にする。 ● なお、個別事業の上位の政策との整合性は別途日本政府、JICA で確認されているとの前提の下、GL は個別事業の環境社会配慮に関する JICA の責務と手続き、相手国等に求める要件を規定するもの。 ● JICA の審査は、事前評価表に示されるとおり多面的な検討がなされるもの。このうち、環境社会配慮ガイドラインは、審査プロセスの一つである環境社会配慮審査で活用されるものであり、本環境社会配慮 GL の改定において、審査プロセスの見直しを行うことは想定していない。

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			<p>ある。特に「質の高いインフラ」について言及するのであれば、インフラ新戦略、中でも環境・社会配慮に密接に関わる「気候変動の軽減に向けた脱炭素への移行促進」「こうした国々のエネルギー政策や気候変動政策に深くエンゲージし」「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」、そして「石炭火力発電プロジェクトについては、(中略) 支援を行わないことを原則とする」ことなどへの言及は不可欠。(日比委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の改定までの 10 年間を見据えた内容とし、短期間に内容の変更が求められないよう基本原則を主に扱う。
	(助言 2) 開発協力大綱で言及された女性や社会的に脆弱な立場にある地域住民等の開発への参画の確保を理念に言及すべき	<p>23. JICA ガイドライン 1.4 基本方針 (重要事項) に、新しい項目として「ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを進める」を加えるよう提案する。そこには「女性の参画の促進、能力と強化、ジェンダーに基づく社会的脆弱性、特に女性のニーズへの配慮と保護、女性と女児に対する暴力防止、女性の権利を含む人権の尊重に取り組む」などを含める。(織田委員)</p> <p>24. 人権基準、人権尊重条件の点は改定ガイドラインにおいても引き続き明記されるべき。(織田委員)</p>	<p>23. JICA ガイドライン 1.4 基本方針 (重要事項) に、新しい項目として「ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを進める」を加えるよう提案する。そこには「女性の参画の促進、能力と強化、ジェンダーに基づく社会的脆弱性、特に女性のニーズへの配慮と保護、女性と女児に対する暴力防止、女性の権利を含む人権の尊重に取り組む」などを含める。(織田委員)</p> <p>24. 人権基準、人権尊重条件の点は改定ガイドラインにおいても引き続き明記されるべき。(織田委員)</p>	<p>【5】 GL1.1「理念」に開発協力大綱で謳われる大きな方針を反映する。その際は、助言 2 の女性や社会的弱者を含む多様な関係者の参画を重視することを記載する。また、「ジェンダー平等」を理念に追記する。 【GL】 (2、3 頁)</p> <p>【6】 また、GL では 2.5 にあるとおりに引き続き、国際人権規約を始めとする国際的に確立した人権基準の尊重を維持する。【対応済 (GL)】</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発協力大綱に沿った視点を「理念」に反映する。なお、GL の位置付けは 1.4 基本方針にあるとおり、「相手国等の開発目的に資するプロジェクトが、環境や地域社会に受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行う」ためのもの。 ● ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進は、JICA の優先課題の一つであり、全事業のあらゆる段階で「ジェンダー主流化」を推進することをもって、その実現を目指している。一方で、環境社会配慮 GL では個別事業におけるジェンダー平等に関する負の影響を排除するよう対応している。
	(助言 3) ミティゲーション・ヒエラ	25. 気候変動緩和対策に係る評価は、ミティゲーション・ヒエラルキー	25. 気候変動緩和対策に係る評価は、ミティゲーション・ヒエラルキー	【7】 ミティゲーション・ヒエラルキーの考え

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
		ルキー (回避>最小化>緩和>代償) の考え方にに基づき、大規模な環境社会リスクは可能な限り回避すべきであるが、これを避けられない場合は最小化、緩和、オフセットすべき。中～小レベルの環境社会リスクに対しては最小化 (低減) の取組を適切とする考え方がある。	の考え方にに基づき、排出量に対して行われるべき。(鈴木委員)	方を GL1.4 基本方針に記載する。【GL】 (5 頁) (理由、考え方) ● GHG 排出量に対する考え方は、論点 1.3 助言 6 の項目のとおり
		(助言 4) 以下を「理念」に記載すべき (1) 良好な自然環境を次世代さらにその次の世代に引き継ぐ視点、(2) 仙台防災枠組・レジリエンスの視点	26. 具体的に個別プロジェクトでどのような因果関係があり、何を活動し、アウトプットとするかイメージできないのでご教示頂きたい。この防災を環境社会配慮で取り扱う場合、従来の環境社会配慮専門家では対応できないため別途防災の専門家等の配置が必要。(黒木委員)	【8】 GL 冒頭「序」の SDGs、持続可能な開発及び気候変動対策の記載に包含する。【GL】 (1 頁) 具体的に個別プロジェクトでの環境社会配慮における関係性が明確でないため、助言 4 の (1) (2) に具体的に言及することはしない。
		(助言 5) JICA としての石炭火力発電への支援に掛かる考え方をガイドラインに明記すべきとの意見と、今後長期に運用される JICA ガイドラインの理念として、特定のセクターについて言及するのはバランスを欠くとの意見があった。	27. JICA におけるプロジェクトにおいても脱炭素移行に向けて選択肢を示していること及び脱炭素移行に向けて逆行していないか等の検討が必要と考えられ、そのような検討の必要性について GL にも記載される必要がある。さらに、石炭火力に関する詳細な記載等を検討されたい。(杉本委員) 28. 本 GL も各省庁と足並みを揃えて、脱炭素移行との整合性が取れるよう位置づけることが求められる。(杉本委員) 29. 「インフラ海外展開に関する新戦略の骨子」との整合を取り、かつ JICA のセーフガードとして骨子内容をオペレーショナルライズする内容を含めるべき。ホスト国の「脱炭素化を誘導」する上での、具体的なクライテリアやチェック項目等を含めるべき。(日比委員) 30. 石炭火力発電というセクターを最初から否定するものではなく、個別案件ごとに是々非々で検討されては如何でしょうか。(三宅委員) 31. 今後長期に運用される JICA GL の理念として、特定のセクターに言及するのはバランスを欠いていると考えます。(持田委員) 32. 現行 GL では「影響を与えやすいセクター」として特定セクターが明示されており、GL が特定セクターについて言及するものではない、との方針案と矛盾 (日比委員) 33. インフラ新戦略においても「原則支援しない」との方針を掲げてい	【9】 石炭火力発電への支援に係る考え方は GL に記載しない。【別枠組】 【10】 気候変動対策については、GL 冒頭「序」に脱炭素社会構築に向けた国際社会の取組を記載し、「理念」に日本政府方針に沿って脱炭素移行へ貢献することを記載する。【GL】 (1、3 頁) (理由、考え方) ● 脱炭素社会構築に向けた国際社会の取組を踏まえ、日本政府方針に沿った対応を行うことを「序」・「理念」で言及する。 ● GL は特定セクターへの支援を言及するものではない。日本政府方針含めた上位の政策と個別事業の整合性は別途日本政府、JICA で確認されているとの前提の下、GL は個別事業の環境社会配慮に関する JICA の責務と手続き、相手国等に求める要件を規定するもの。

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員会からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			<p>る以上、環境・社会配慮上の極めて特異、かつ影響の大きい石炭火力について GL においてその対応方針について言及することは、GL の目的に十分適っており、逆に GL の範疇に含めないことは、改定 GL に大きな不足をもたらすと考えられる。改定 GL において、石炭火力について言及しないという方針は、受け入れがたい（特定セクターに言及するのはバランスを欠くとの意見もあるが、より優先すべきはバランスではなく、環境社会配慮上の効果と考える）。（日比委員）</p>	
	<p>1.3 事業による温室効果ガス (GHG) 排出量の推計</p>	<p>(助言 6) 気候変動への負の影響を適切に把握・対応するために、一定以上の排出量が想定される個別事業の GHG 総排出量の推計が求められる。サプライチェーンにおける GHG 排出量の推計を含めることは重要であるが、すべての事業で推計することは技術的・労力的に困難を伴うことが予想され、今後の中長期の課題であると認識する。</p>	<p>34. JICA は、別紙 1 で「気候変動」の項目を新たに設け、「スコープ 1 及び 2 で一定以上の温室効果ガス (GHG) を排出するプロジェクトにおいて、想定 GHG 排出量が算出・公開されていない」ことを要件とするべき。(木口委員/田辺委員 (NGO3 団体意見書を委員としても提言))</p> <p>35. ライフサイクル (イニシャル部分含む) GHGs の排出量を予測するのであれば、必ずしもプラスとなる可能性はないことも考慮する必要がある。JICA 調査報告書、EIA で明確にしたいのが排出量、削減量、または双方なのかを諮問委員会で議論の上、GL・FAQ、案件の指示書等で明確にすべき。推計の範囲や条件により、その精度も労力も大きく変わるため、精度の目安となるコンサルタントの作業日数についても配慮すべき。推計対象セクターと推計方法について FAQ 等での具体的説明を示していただきたい。有意の CO2 発生源については、JICA GL でもどこかで線引きの明示が必要。(黒木委員)</p> <p>36. 排出削減効果ではなく、そもそもの事業の排出量としてのインパクトとそれを回避するための対策及び削減効果を測る必要がある。また、スコープについても、インフラの電力消費他のエネルギー需要は大きく GHG 排出に当たってインパクトがあるため、スコープ 1 に加えて、2 の排出量を対象とする必要がある。一部のスコープ 3 の項目について (例えば、高速道路とそこから生じる交通から排出される GHG など) も、当該プロジェクトのインパクトを鑑みると、影響が大きいプロジェクトにおいては可能な範囲での推計が必要。NDCs との整合性のみならず、各プロジェクトにおいて中長期的な脱炭素移行に向けて整合的であるか否かの確認もプロジェクト形成に当たっては重要な要素として GL に位置付けることについて検</p>	<p>【11】 一定量以上の温室効果ガス (GHG) の排出が見込まれるプロジェクトにおいて、事業開始前に年間の想定 GHG 排出量を推計し公開する。【GL】 (20 頁)</p> <p>またスコープ及び閾値については、FAQ においてスコープ 1・年間 25,000 CO2 換算トンとする。【FAQ】</p> <p>推計対象の温室効果ガスは、7 ガスのうち、ODA 事業で対象とするセクターに鑑み、二酸化炭素 (CO2)、メタン (CH4)、亜酸化窒素 (N2O) の主要 3 ガスとすることが現実的と考える。【FAQ】</p> <p>【12】 個別案件について「脱炭素社会への移行」との整合性の確認を GL に記載することは、GL の趣旨には馴染まないが、中長期的な視点に立ち、途上国の脱炭素移行を支援することは重要と考えており、日本政府方針に沿って脱炭素移行へ貢献することを GL1.1「理念」に記載する (論点 1.2 参照)。【GL】 (3 頁)</p> <p>【スコープ 1 (直接排出量: 事業活動から直接排出される排出量) とする理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スコープ 3 (スコープ 1・2 に含まれないその他の間接排出量) は技術的に推計が難しい。 ●スコープ 2 (間接排出量: 電力など事業で消費

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			<p>討されたい。(杉本委員)</p> <p>37. スコープ1については、少なくともすべてのカテゴリA プロジェクトで IPCC ガイドラインに沿った排出量推計 (現状、将来予測) が行われていることを確認する必要がある。スコープ2 については、可能な範囲で実施するよう要請するものとすべき。京都議定書に規定される7つのガス・物質だけでなく、大気中の寿命が短い温室効果ガス (short-lived climate pollutants: SLCPs) であるオゾン (O3)、ブラックカーボンについても考慮する必要がある。また、気候変動に正の影響を及ぼす (加速化する) SO2、PM 等についても、大量の排出が見込まれる場合には考慮することが望ましい。(鈴木委員)</p> <p>38. 農業・土地利用セクターの排出シェアも大きいことに鑑み、影響評価対象とすること。(日比委員)</p> <p>39. スコープ1 (事業からの直接排出) だけでなく、少なくともスコープ2 (エネルギー使用を介した排出)、できればスコープ3 (原材料の調達含むサプライチェーン全体からの排出) も評価対象とすべき。パリ協定で定める (今世紀後半中のネットゼロ) を目標・タイムフレームをベンチマークとすべき。(日比委員)</p> <p>40. 助言に異論ありません。(持田委員)</p> <p>41. 排出が見込まれるセクターや事業において、全く排出量の推計が出来ない例というのは考えにくく、「推計可能な事業と推計方法を記載」とすることの意義が不明。むしろ、(一定規模を超える総排出量が見込まれる事業は)「原則として排出量を推計する」とし、その方法論やデータの選択については、事業毎に選択の余地を許容することとすべきである。(日比委員)</p> <p>42. 昨今の民間セクターにおける排出削減目標設定や排出量推計の潮流、そしてカーボン・ニュートラルが国際的な目標となっていることを鑑みれば、排出量の推計においては、スコープ1、2のみならず、できる限りスコープ3 (サプライチェーン) における推計を求めることが、脱炭素社会、持続可能な開発に向けては求められる。技術的、労力的な困難さがある場合には、事業ごとに現実的かつ効率的な方法論やデータの選択を許容することで対応可能ではないか。(日比委員)</p> <p>43. 「スコープ1 で一定量以上の GHG の排出が見込まれるプロジェク</p>	<p>するエネルギー) は、途上国において推計に必要な情報の入手が難しい場合が想定され、案件ごとに推計の結果にばらつきが出ることが予想される。また、世銀もスコープ1 を対象としている。さらに、スコープ1 とスコープ2 の間で重複が発生する可能性がある。</p>

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			<p>トにおいて、事業開始前に年間の想定 GHG 排出量を推計し、公開する。また閾値については、FAQ において年間 25,000 Co2 換算トンとする」との方針に賛成。ただし、閾値については GL 運用期間中、国際的な潮流等を随時参照し、見直すことを明記すること。 (日比委員)</p> <p>44. スコープ 1 だけでなく、スコープ 2、そして可能な限りスコープ 3 についても対象とすべき。(日比委員)</p>	
		<p>(助言 7) 個別事業の環境社会配慮において、相手国全体や国際社会全体の排出削減目標への貢献等が検証されるべきという意見があった。他方、個別事業における環境社会配慮と国際社会あるいは国毎の気候変動政策の議論は区別する必要があるとの意見があった。</p>	<p>45. 必要に応じ、各国の約束 (nationally determined contributions: NDCs)、脱炭素移行に向けた国際的合意と比べて明らかな不整合がないか確認する。(鈴木委員)</p> <p>46. 事業の気候変動「影響」の評価については、慎重に、かつ厳格にパリ協定を始めとする国際潮流 (=「パリ・レジーム」) に沿ったものとなるよう導入すべき。(日比委員)</p> <p>47. 事業毎の気候変動影響 (排出量の測定) だけでなく、対象国の排出削減道筋 (含む NDC) への貢献、さらに JICA の事業ポートフォリオ全体の排出量、削減貢献量を透明性を持って開示すべき。対象国の NDC を無条件で受け入れるのではなく、日本としてそれが十分な内容・水準か、すなわち「インフラ新戦略」で書かれているように「脱炭素化」と整合するかどうかを評価判断することも求められる。(日比委員)</p> <p>48. GL 見直しは世銀 ESF に準拠する形で進められているが、気候変動影響の評価については、パリ協定 (2015 年末) や 1.5°C 特別報告書 (2018 年) のタイミングから、世銀 ESF に十分反映されていない点に注意。(日比委員)</p> <p>49. 気候変動影響については、GHG 排出量 (climate change mitigation) の観点だけでなく、適応の視点からの評価も導入すべき。(日比委員)</p> <p>50. 個別事業と国際社会あるいは国毎の気候変動政策の議論は区別すべき。(持田委員)</p> <p>51. 個別事業と上位政策等の整合は、別の枠組で確認すること自体に異論はないが、そもそも GL の目的が「JICA が行う環境社会配慮支援・確認の透明性・予測可能性・アカウンタビリティを確保すること (現行 GL1.2 目的より抜粋)」にあるとすれば、別の枠組での確認であっても、それを「透明性を持って確認し、公開する」ことは、</p>	<p>【13】 個別事業と国毎の気候変動政策の整合性は、環境社会配慮 GL とは別の枠組みでプロジェクト形成の一環として個別事業ごとに判断する。【対応済 (別枠組)】</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個別事業の上位の政策との整合性は別途日本政府、JICA で確認されているとの前提の下、GL は個別事業の環境社会配慮に関する JICA の責務と手続き、相手国等に求める要件を規定するもの。 ● NDC やその他の気候変動政策は環境に関係する政策であるが、その他の幅広い分野にまたがる政策でもあり、前項記載のとおり同政策に照らした事業の位置づけは日本政府、JICA で確認されるもの。事業の位置づけは事業事前評価表で公表されている。

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員会からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			<p>GL の重要な役割ではないか。(日比委員)</p> <p>52. 上位政策等との整合については、現行 GL 別紙 1 において、プロジェクトは「実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない」と明記されている。例えば、NDC は、実施国政府の環境社会配慮政策であり、GL の枠組内でその整合性を確認することは、現行 GL の求めるところである。よって、気候変動政策に係る上位政策等 (のみ) につき、GL の枠外とすることの根拠を示されたし。従来の GL からの方針の転換を意図しているのか？ (日比委員)</p> <p>53. 気候変動問題という地球規模影響への対応について対象国の政策や法律だけを担保すれば良いということにはならない。わが国の気候変動政策や方針は、JICA 事業の気候変動影響を評価・配慮する上で、相手国の政策・法律との整合性確認と同様に、極めて重要な環境社会配慮のプロセスであり、現行 GL における上位政策等との整合の確認に準拠すべきである。(日比委員)</p> <p>54. 現行 GL において、上位政策等との整合を図る対象として特記されている“保護区“については、個別事業の環境社会配慮プロセスにおいて、度々、事業の整合性が議論されており、プロジェクト形成の改善につながっている事実がある。気候変動 (GHG 排出) の影響緩和において、上位政策等の持つ意味合いがより大きいとすれば、ますます GL においてその整合を確認することで、「JICA が行う環境社会配慮支援・確認の透明性・予測可能性・アカウンタビリティを確保すること」を担保することになるのではないかと。(日比委員)</p>	
	<p>1.4 技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある GHG 排出量削減のための代替案の分析</p>	<p>(助言 8) GHG 排出量削減のための代替案の分析は、マスタープラン段階や個別事業形成段階といった段階に応じて検討の範囲が異なる。個別事業形成段階では、赤道原則 (付属書 A) にある高炭素セクターの例等を参考に、同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術 (BAT=Best Available Technologies) の採用等を勘案しながら行うことが適当。</p>	<p>55. 事業によって大きく GHG の排出量が異なるケースのみ代替案毎の GHGs 定量化を実施すべき。(黒木委員)</p> <p>56. 削減対策 (代替案) の検討に際しては、最新の削減技術、特に我が国の優れた削減技術の積極的な活用を推奨することが望ましい。(鈴木委員)</p> <p>57. 助言 8~9: 助言に異論ありません。(持田委員)</p> <p>58. 「個別事業掲載段階では、GHG 排出量の大きい事業セクターで、同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術 (BAT) の採用等を勘案し」とあるが、実際に石炭火力発電事業では、再エネとの代替案比較を行っているケースもあることから、GL にこの文言を入れる場合は、ケースバイケースで異なる対応を行う可能性があること</p>	<p>【14】 GHG 排出量削減のための代替案の分析は、マスタープラン段階の代替案検討では GHG 総排出量削減のための代替案の分析を行う。他方、個別事業形成段階では、GHG 排出量の大きい事業セクターで、同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術 (BAT=Best Available Technologies) の採用等を勘案しながら行う。その際には、技術的・財政的・環境的に実現可能で費用対効果のある代替案の検討とする。以上を FAQ に記載す</p>

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員会からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			<p>を明記すること。(木口委員、田辺委員)</p> <p>59. 個別事業段階では「同一セクター・同一規模で利用可能な BAT」などを勘案とあるが、この場合、「同一セクター」とは何を意味するのか？例えば、発電事業を考えた場合、その開発目標は、一定規模の電力供給であるとすれば、その対象となるのは「発電セクター」であることから、異なる「発電オプション」を代替案として検討するということになるが、これは、マスタープラン段階での代替案検討とどう違うのか？(日比委員)</p> <p>60. 事業形成段階に応じて検討の範囲が異なることは、理に適っており、同意できる。その場合、特にマスタープラン等の「上位政策・計画」の立案を援助する事業においては、インフラ新戦略を含めて、やはりわが国の気候変動政策との整合を GL の枠内で図ることは不可欠ではないか。(日比委員)</p> <p>61. 個別事業において、技術的・財政的・環境的に実現可能で費用対効果ある代替案を検討する場合、排出量のロックイン(事業による GHG 排出量の長期に渡る固定化)および、カーボンニュートラルの実現(あるいは対象国の NDC 達成)に向けた将来的な排出削減・吸収コスト(の増加)も加味した費用対効果分析とすること。(日比委員)</p>	<p>る。【FAQ】 (理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業形成の段階に応じて検討の範囲が異なることを踏まえる。 ● 代替案の間で GHG 排出量が異なる場合等、GHG 排出量の削減に資する可能性を検討するべく GHG 排出量視点での代替案分析を導入するが、その際には技術的・財政的・環境的に実現可能で費用対効果のある代替案の検討とする。 ● 個別事業形成段階では、GHG 排出量の大きい事業セクターで、同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術(BAT=Best Available Technologies)の採用等を勘案することについて、BAT の定義・判定方法は必ずしも国際的には確立されていないが、同じ条件下で質・量ともに同等のサービス・アウトプットを産出することを比較対象の前提とすべきであるとの考えの下、たとえば発電セクターの場合、BAT 検討は通常同一発電方式における最良技術の検討においてなされるところと考えられる。一例として、European IPPC Bureau (EIPPCB)が産業別に作成した Best Available Techniques Reference Document (BREFs)では、(マスタープランレベルの)燃料選択などよりはむしろ、より下流の個別プロジェクトにおける燃料対策や燃焼方法、運用対策といったものについて主に記載されている。よって、個別事業形成段階での BAT の採用等を勘案する場合は、異なる発電方式における技術の比較ではなく同一発電方式における最良技術の検討を行うことを想定している。なお、この規定によってガイドラインで求められる範囲を規定する

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員会からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
				<p>ものであるが、個別事業の求めに応じて他の発電方式との代替案比較を行うことを一律に排除するものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● GHG を加味した代替案比較の方法として、ADB が行っている GHG 排出量削減のための代替案の分析の事例を複数確認したところ（世銀は ESF 導入から年数が短いため、ADB の方が事例が豊富と判断）、事業による GHG 排出量の長期にわたる固定化及び将来的な GHG 排出削減・吸収コストを踏まえて代替案分析を具体的にしている事例は僅かであり、かつ定性的な評価が中心である。他ドナーの運用を引き続き確認し、実施可能な範囲で運用面に対応する。 <p>なお、プロジェクトの定量的評価指標の一つである経済的内部収益率（EIRR）においては、With/Without の場合の CO2 排出量を算出し、その差を計算して削減便益としている。</p>
	<p>1.5 世銀 ESS4 構造物の設計における気候変動の考慮</p>	<p>(助言 9) 構造物の設計・建設における気候変動の考慮は、環境社会配慮では気候変動によって構造物へ顕在化する可能性のある影響を対象とすることが適当。但し、環境影響リスク分析の範囲・深度は技術的・労力的に課題と認識する。</p>	<p>62. 労力の観点から、気候変動の因子を明確にした上で分析対象とすべき。構造物の設計・建設における気候変動の考慮を環境社会配慮の範疇に入れる場合は、JICA 内（職員・専門員など）、助言委員会でも専門家の配置が必要になる。構造物の設計・建設における気候変動の考慮を環境社会配慮の文脈で実施するのであれば、「気候リスク評価」についても助言委員会にて説明・議論する必要がある。気候リスク評価の位置づけ、コンサル側の作業労力についても検討すべき。（黒木委員）</p> <p>63. 将来の気候変動の影響増大に備えた自然災害等のリスクを考慮した構造基準の強化については、異議申立を回避する観点から JICA GL でも言及することが望ましい。（鈴木委員）</p> <p>64. 構造物建設においては先ず、気候変動によって生じることが想定される激甚な気象条件を想定しそれに対し十分強靱性を有する設計を行い、設計に基づいて良質な施工が行われるべき。想定外の気象条件による構造物の破壊による周辺への影響の考慮は、現時点で</p>	<p>【15】 構造物の安全性への配慮は、環境社会配慮 GL の対象とはせず、計画策定・設計の一環として取り扱っており、この現行対応を維持する。想定外の気象条件による構造物の破壊は、現時点では、相当の仮定や多大な誤差・曖昧さを有し、技術的信頼性に劣る手法となると思われることに留意し、相手国等への注意喚起にとどめる。【別枠組】</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● JICA の審査は、事前評価表に示されるとおり多面的な検討がなされるもの。このうち、環境社会配慮ガイドラインは、審査プロセスの一つである環境社会配慮審査で活用さ

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員会からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			<p>は、相当の仮定や多大な誤差・曖昧さを有し、技術的信頼性に劣る手法となると思われる。まずは、「気候変動の影響を考慮した適切な設計・施工」を強調すべき。(三宅委員)</p> <p>65. 気候変動に対する「適応」の位置づけは今後重要性が増すと考えられることから、概念を GL に含めること。(村山委員)</p>	<p>れるものであり、本環境社会配慮 GL の改定において、審査プロセスの見直しを行うことは想定していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 影響評価の手法の確実さ、技術的信頼性を踏まえる。 ● なお、気候変動に対する「適応」の観点は環境社会配慮 GL の対象とはせず、別途対応している。 <p>FAQ に次のように記載する。「問：JICA は気候変動適応策にどのような方針で対応しているのか。」</p> <p>回答：気候変動への配慮・対策を事業計画に統合し、気候変動対策の主流化を一層推進するため、2011年に策定された気候変動対策支援ツール（Climate Finance Impact Tool for Mitigation and Adaptation : Climate FIT）を2019年に改定し、JICA 事業における気候リスクの評価と適応策の検討の取組を強化しています。また、適応策を含む気候変動対策の主流化は「気候変動対策分野ポジションペーパー」(2016年)に記載し組織的な取組として位置づけています。」</p>
②対象事業、情報公開	2.1 「対象とする協力事業に、民間連携事業（中小企業・SDGs ビジネス支援事業の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業）及び Green Climate Fund からの受託事業を含めることの要否」	<p>(助言1) 中小企業・SDGs ビジネス支援事業について、甚大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は採択しない方針の周知、提案企業への適切な説明と財政上の支援の必要性が指摘された。</p> <p>(助言2) Green Climate Fund 及びそれ以外の JICA 受託事業についても適切な環境社会配慮が行われるよう留意すべき。</p> <p>(助言3) 次期改定までに新しいスキームが創設された場合の GL の適否あ</p>	<p>66. 助言 1～2：助言に異論ありません。(持田委員)</p> <p>67. Green Climate Fund 対象事業での環境社会配慮を理解するために、想定される案件についてご教示頂きたい。(黒木委員)</p> <p>68. 大規模な国際協力政策の見直しや世銀等他の機関における環境社会配慮施策の変更が行われた場合には、10年たたなくても Ad Hoc</p>	<p>【16】 GL の適用対象事業は、現行 GL1.7 対象となる協力事業を維持し、1)有償資金協力、2)無償資金協力（全スキーム共通で国際機関経由のものを除く）、3)開発計画調査型技術協力、4)技術協力プロジェクト、及び5)これに類する事業や関連する調査とする。【GL】(6頁)</p> <p>5) 記載の下線部の詳細は FAQ で規定する。現行 GL 適用対象の「外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査」は、5)これに類する事業や関連する調査に含める。【FAQ】</p>

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
		<p>るいは適用の方法に関する基本的考え方を整理すべき。</p>	<p>な形で JICA GL の見直しを行うとの規定を設けるべき。(鈴木委員)</p> <p>69. 個別の新スキーム性質の特徴から、JICA GL の適否を都度検討するのが適切。(持田委員)</p> <p>70. GL の適用対象事業に「基礎情報収集・確認調査」の調査スキームで実施している調査の中で、将来的にカテゴリ A に分類される個別案件の形成が想定されるものを含めること。また、当該調査については、現地ステークホルダーからの情報・意見の収集を行うことについても、GL で規定すること。(木口委員、田辺委員)</p> <p>71. 実施事業が明確にマスタープラン策定をうたっていないとも、実質マスタープランの作成に結びついている事業があれば、マスタープラン策定と同様に扱い、戦略的環境アセスメントを適用すべきである。(木口委員、田辺委員)</p>	<p>【17】 新たなスキームが創設された場合は、個別の新スキームの性質の特徴から、JICA GL の適否を都度検討することとし、その内容は FAQ で示す。</p> <p>中小企業・SDG s ビジネス支援事業について、案件化調査と普及・実証・ビジネス化事業は GL の適用対象とし、(FAQ に) その旨を記載する。甚大な環境影響案件を採択しない点は、従来どおり募集要項等で提案企業への周知を継続する。</p> <p>【FAQ】</p> <p>【18】 Green Climate Fund の受託事業は、JICAGL の適用対象とする一方、Green Climate Fund の環境社会配慮プロセスにも沿う必要がある。</p> <p>それ以外の受託事業については、受託元の制度に基づき適切な環境社会配慮が行われるよう留意しつつ、事業の特性を踏まえてその都度 GL の適用を判断する。</p> <p>【FAQ】</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● GL の適否の検討は、具体的なスキームの性質を踏まえて行い、FAQ に示す。加えて、最終的な GL の適否の検討は、具体的な事業の性質を踏まえて行う。 ● 運用開始後 10 年を待たずに GL の見直しを行うかについては、それに係るコスト、相手国等の安定的運用への影響も勘案し、現行の規定を維持する。
	2.2 「協調融資案件における コモンアプローチの導入適否」	(助言 4) コモンアプローチの在り方について、他の機関の動向の注視すべき。	72. 「他の機関」がどの機関を想定されているのか例示して頂きたい。バイラテラルのドナーの場合は情報公開量が少ないため、JICA 側からその事例について共有頂きたい。WB との協調融資案件でのコモンアプローチとなった場合、どのようにコモンアプローチを適用	【19】 協調融資の際に協調融資先と共通の手続きをとる場合には、JICA GL の遵守を確保しつつ、部分的に共通化できることから取り組んでいく。以上を FAQ に記載

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員会からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
		<p>(助言 5) 協調融資に際し、異なる機関の手続きが借入人の負担増とならないよう留意し、GL 遵守を確保しつつ、部分的に共通化できるところから取り組むことが適当。</p>	<p>する予定かご説明頂きたい。(例として、カテゴリ A 案件の EIA の 120 日公開、ESCP、SEP、LMP、ERP 作成、労働者向けの苦情処理メカニズム (GRM)、環境社会モニタリング結果の公開等が手続き上のギャップと考えられる) (黒木委員)</p> <p>73. 助言 4~6: 助言に異論ありません。(持田委員)</p> <p>74. 現行の GL にはコモンアプローチの考え方が含まれていないため、概念を GL に明記すること。(村山委員)</p> <p>75. コモンアプローチを取り入れるのであれば、調査や分析手法などの技術的なものについても共通化が必要。協調融資の際には、一般的には貸し手の 1 機関が環境社会配慮の主担当となるため、JICA の関与が限定的になる可能性がある (例: ADB 案件で作成支援した EIA を JICA が審査する。モニタリングも ADB が監理し、その後 JICA へ共有等)。手続きにかかる話なので JICA 職員以外は詳細を把握していないため、JICA での協調融資の過去の事例・課題について説明をして頂きたい。(黒木委員)</p> <p>76. 国際開発金融機関や二国間開発機関は案件具体化を待つことなく普段から環境社会配慮の対象やプロセスの共通化を進めておくことで、迅速な検討を目指すべき。(杉田委員)</p>	<p>する。【FAQ】</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コモンアプローチについては、特に国際開発金融機関から環境社会配慮の項目毎の参考資料(ガイダンスノート等)が多く出されており配慮の質の面で、各機関の足並みが揃いつつあると考えている。他方、JICA における助言委員会プロセスのような各機関特有の内部手続きの共通化は難しく、その点は協調融資案件で都度の調整が必要になると考えられる。 ● 他方、手続き面では、異なる機関の手続きが借入人の負担増となることを可能な限り回避する視点が重要。
2.3 「環境レビュー前の公開対象の EIA 報告書のステータス(ドラフトもしくは承認版) / 環境レビュー前の環境許認可証明書の公開の要否 / EIA 報告書の公開期間 / EIA 報告書が承認済であったために審査時に追加合意した事項のフォローアップ」		<p>(助言 6) カテゴリ A 案件の協調融資の場合、GL にて求める要件は原則として満たすことが求められる。JICA からは、JICA GL にて要件を省略する場合には、該当する点を助言委員会に事前に説明するとの表明あり。</p> <p>(助言 7) カテゴリ A 案件の環境レビュー前の EIA 報告書の公開プロセスの扱いは、迅速化の必要性、ステークホルダーへの周知と関与等を踏まえて検討すべき。</p>	<p>77. JICA は協調融資においてコモンアプローチを採用する場合であっても、JICA ガイドラインを満たしていることを要件とするべき。(木口委員 / 田辺委員 (NGO3 団体意見書を委員としても提言))</p> <p>78. 左記ではわかりにくいいため、具体的にどのような要件が省略される可能性があるのかをご教示頂きたい。(黒木委員)</p> <p>79. JICA が環境レビューにおいて環境社会配慮文書の翻訳版を参照した場合は、翻訳版を公開することを要件とするべき。(木口委員 / 田辺委員 (NGO3 団体意見書を委員としても提言))</p> <p>80. ドラフト EIA 後 120 日の公開をもって L/A 締結条件とする案について、ODA 全体の迅速化という点では良いと考えるが、ドラフト EIA の作成期間については、短縮化する事のないように十分な期間・投入コストについて留意頂きたい。ドラフト EIA の定義について、JICA として質の確保と説明責任という観点から、助言委員会におけるレビュー・助言が行われた上で相手国に提出がなされた改訂版ドラフト EIA を「ドラフト EIA」として認識しているが、その理解</p>	<p>【20】 カテゴリ A 案件の環境レビュー前の EIA 報告書の公開に関し、公開対象は相手国政府の承認版もしくは承認担当省庁提出版とし、GL3.2.1 に記載する。【GL】(14 頁)</p> <p>JICA の環境レビューは、EIA 報告書の承認によらず、GL に沿って相手国基準及び国際基準に照らした環境社会配慮を確認する。仮に EIA 報告書と環境レビュー結果に乖離が生じる場合、JICA は相手国</p>

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員会からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			<p>でよいか。(黒木委員)</p> <p>81. 助言 7、8 に関連して、ドラフト版 EIA を審査の対象とするかどうかについては、報告書の質の確保が重要。そのため、当該国においてこれまでに発行されたドラフト版の EIA を精査したうえで、審査に耐えうると判断される場合に限り、ドラフト版も可とすることも考えられる。(村山委員)</p> <p>82. 助言 7 : 助言に異論ありません。(持田委員)</p> <p>83. 環境レビュー時の確認対象を相手国承認版の EIA を対象とする場合、EIA 報告書と環境レビュー結果に乖離が生じる場合に、どのような形で是正の対応を求めるかを明確にしておくこと。(村山委員)</p> <p>84. ドラフト EIA は JICA の FS で支援作成するものは助言委員会コメントも反映したものにすか、既に相手国等によって作成されたものがあれば助言コメントを英文で付して公開すべき。ただし、EIA 手続きを助言委員会終了まで開始しないということではなくて、ドラフト EIA を 120 日公開する場合は、既に手続きを開始している場合は、助言を反映した更新版 EIA も追って速やかに公開すべき。また、当該案件で LA 後に、詳細設計の計画を踏まえて EIA を更新した場合は、EIA の更新版も併せて公開すべき。(黒木委員)</p>	<p>等に JICA の環境レビュー結果に沿った対応を求める。なお、環境レビューの対象とする EIA 報告書(承認版あるいは承認担当省庁提出版)は JICA の助言委員会・環境レビューの進捗によらず速やかに公表する。</p> <p>【21】 相手国の環境許認可証明書は、相手国法制度に則って取得された段階で取り付けることとする。【GL】(14 頁)</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報公開の手続きは、可能な限り早期にステークホルダーへの周知と関与を促進する。あわせて、相手国政府のニーズに応えるとともに、開発効果の早期発現を実現するため、手続きの迅速化を考慮する。 ● EIA 報告書は相手国制度に則り作成されるため、相手国の制度を尊重しつつ、質の確保を重視し、ドラフト版を可とする場合は、具体的には承認担当省庁提出版とする。EIA 報告書の審査や承認は相手国の制度に基づき相手国政府により行われるため、助言委員会コメントを反映したものをドラフト版とすることは難しい場合が考えられる。なお、現行 GL において、協力準備調査で EIA 報告書の作成支援を行っている場合は、概ね助言が反映されている。 <p>ドラフト EIA への助言の反映について、①助言対応結果は取り纏められ対外公開されていること、②現地ステークホルダーに対しては実施段階で継続される現地ステークホルダー協議を通じて最新の対応策が説明されることから、透明性は担保される。</p> <p>FAQ に次のように記載する。「カテゴリ A 案</p>
		<p>(助言 8) カテゴリ A 案件について公開する環境アセスメント報告書は、迅速性等を考慮し承認版ではなくドラフト版とする案に対し、許容する意見と条件付きとする意見あり。</p>	<p>85. 相手国政府のニーズに応えるとともに、開発効果の早期発現を実現するための制度改善の一環として、カテゴリ A 案件について公開する環境アセスメント (EIA) 報告書は、原則、承認版ではなく、ドラフト版で対応するように改善すべき。(石田委員)</p> <p>86. 国際的潮流に合わせて、GHG 排出量等の影響をより評価対象として検討すべき一方、環境への影響が少ない事業を迅速に進められるよう、EIA 報告書の公開段階及び期間をより柔軟に判断する余地はある。(杉本委員)</p> <p>87. カテゴリ A 案件については、ドラフト段階の環境アセスメント報告書に対して JICA としてコメントすることが基本的に望ましい。従って、事業者による環境アセスメント報告書の公開はドラフト段階で行うことが好ましい。ただし、Appraisal は、最終報告書を踏まえて行われる必要がある。(鈴木委員)</p> <p>88. 助言 8~10 : 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。(持田委員) ※持田委員の「上述の視点」とは以下に示すとおり(事務局追記、以下同) :</p>	

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			<p>下記視点をバランス良く確保する環境社会ガイドライン改定案を議論させて頂き度いと考えます。</p> <p>1) JICA 各協力事業に参画する環境社会配慮ガイドラインのユーザーとして、迅速性を失わず、活用利便性を維持し、開発効果を最大化すること。</p> <p>2) JICA 各協力事業の実施に際し、相手国に適切な環境社会配慮を促すこと。</p> <p>3) JICA 各協力事業の実施に際し、JICA による環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保すること。</p>	<p>件において、提出版 EIA の公開を 120 日公開の起算日とした場合、承認担当省庁による承認過程での修正や助言委員会の助言、JICA の環境レビューの過程で協力事業やその環境社会配慮の内容が変更になった場合、どう対応するのですか。(回答) カテゴリ A 案件の環境レビュー前の EIA 報告書の公開について、可能な限り早期にステークホルダーへの周知と関与を促進する、あわせて相手国政府のニーズに応え開発効果の早期発現を実現し、手続きの迅速化を考慮するために、公開対象は承認版あるいは承認担当省庁提出版としました。</p> <p>提出版 EIA の公開を起算日とした場合でも、最終的な承認版 EIA は公開されます。ただし、そうであっても環境社会配慮助言委員会の助言、JICA の環境レビューの結果は、相手国の制度に基づき相手国政府により行われる EIA 報告書の審査や承認への反映が難しい場合が考えられます。JICA は、助言を JICA 和文ウェブサイトで公開するとともに、責任を持って助言を受け止め、相手国等との協議を通じて対応しています。助言の対応結果は、助言委員会にて説明し、同ウェブサイトで公開します。JICA の環境レビュー結果は、事業事前評価表を通じて和文と英文で公開します。さらに、現地ステークホルダーに対しては実施段階で継続される現地ステークホルダー協議を通じて最新の対応策が説明されます。</p> <p>このように、助言や JICA の環境レビュー結果に関して透明性は十分確保され则认为ます。」</p> <p>● 翻訳版を参照する場合は内容の整合性に十</p>

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
		(助言 9) 公開期間の柔軟化について、特に協調融資において容認する意見と現状を保つべきとの意見あり。	<p>89. 他援助機関や開発金融機関との協調融資において、各機関のルールとの齟齬により、迅速な案件形成の障害となる場合、EIA 報告書等の公開期間は柔軟化すべき。ソブリン案件とノンソブリン案件では、案件形成スピードは異なり、事業の性質、及びグローバルスタンダードに沿った運用を行うべき。(石田委員)</p> <p>90. JICA の環境レビューは、環境アセスメント報告書のドラフト版を受け取った段階で開始することを可能にするが、環境アセスメント報告書の承認版及び環境許認可証明書を合意文書締結 120 日前までに公開する規定は維持すべき。ドラフト版に基づいて環境レビューを開始した場合は、ドラフト版を速やかに公開すべき。環境アセスメント報告書の承認版と環境許認可証明書に基づいた環境レビュープロセスは維持すべき。(木口委員/田辺委員 (NGO3 団体意見書を委員としても提言))</p> <p>91. EIA 報告書の公開日数については、JICA GL の基本方針に示される「迅速性」との考え方に照らして、柔軟な対応を考えることが適切。(鈴木委員)</p> <p>92. 「協調融資先と (EIA の) 公開期間を合致させる選択肢を取ることを可能とする」とあるが、途上国の金融機関との協調融資の場合は、公開期間が極めて短くなる可能性があることから、この選択肢は日本が出資する国際金融機関 (MDBs) との協調融資に限定すること。(木口委員、田辺委員)</p> <p>93. 海外投融資における EIA の公開期間を最低 60 日にするとあるが、海外投融資だけを短縮する具体的な必要性が不明 (少なくともレビュー調査ではそのニーズが確認できていない) であるため、短縮化を行わないこと。アジア開発銀行 (ADB) は民間セクターへの支援も公的セクターへの支援と同様の EIA 公開期間を確保している。(木口委員、田辺委員)</p>	<p>分注意するが、その公開は相手国等の了解を前提に行う。</p> <p>【22】 カテゴリ A 案件における環境アセスメント報告書の公開期間は、120 日を維持する。ただし、協調融資案件については、協調融資先と公開期間を合致させる選択肢を取ることを可能にする。また、海外投融資については民間ビジネスの即応性、他のファイナンスと歩調を合わせるため、公開期間を最低 60 日とする。以上を GL3.2.1 に反映する。【GL】 (14 頁) ⇒「協調融資先と公開期間を合致させる」方針案は取り下げ。海外投融資の60 日間公開は維持。</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現行 GL の下では、ステークホルダー協議やそれに伴う情報公開により、EIA 報告書ドラフトの内容はプロジェクト形成の初期の段階からステークホルダーに共有されている。また、120 日公開の規定の導入時と比較し、情報伝達技術の発展も見られる。 ● 協調融資案件において、異なる機関の間での公開期間の違いを避ける。 ● 海外投融資では、円借款等のソブリン案件に比べ、より迅速性が求められる。 ● ADB はソブリン融資、非ソブリン融資とも 120 日前の公開とされているが、2019 年の独立評価局の評価によれば、非ソブリン融資について、IFC の公開期間が 60 日である中で ADB の競争力や協調融資の可能性にマイナスの影響を与えていることが指摘されている。
	2.4 「モニタリング結果の公開」	(助言 10) モニタリング結果の公開は、1) 公開を要件とすべきという意	94. カテゴリ A のプロジェクトと環境社会配慮委員会で議論の行われたカテゴリ B のプロジェクトについて、相手国等から入手した環	【23】 事業のモニタリング結果は、現行どおり相手国等の了解を前提に公開する。JICA

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
		見、2) 原則的には公開とし、公開に合意しない実施機関については合理的な理由を明確に示すことを求める等の対応をすべきという意見、3) 相手国に公開を強要すべきではなく、前向きに促進できるような方策を JICA が引き続き行うべきという意見が出された。	<p>境社会モニタリング報告書の公開を要件とするべき。(木口委員／田辺委員 (NGO3 団体意見書を委員としても提言))</p> <p>95. 公開についての方針は、左記 2) または 3) でよいと考える。JICA がモニタリング結果を受領するプロセスについて明確にして頂きたい。(黒木委員)</p> <p>96. プロジェクトの性格に応じて、より長期間のモニタリングが必要。モニタリング結果は原則として公開すべき。公開できない場合には、その理由を付して公開できない旨を公表すべき。(鈴木委員)</p> <p>97. モニタリング結果は原則公開とし、相手国と合意できない場合は合理的な理由を求め、その結果を公表することが求められる。(村山委員)</p> <p>98. モニタリングレポートの公開について、「相手国への影響の大きい事項について、相手国の了解なしに要件として追加することは難しい」とあるが、アジア開発銀行 (ADB) が一律公開としている中で、難しいとする根拠が不明である。逆に実際に環境社会影響が生じている案件でも相手国がモニタリングレポートの公開を拒否していることで、JICA による説明責任が十分果たせていない。モニタリングレポートの公開を要件とすること。また、非公開の場合の理由の確認についても、実際に確認が行われている案件があることから、特段の問題はないと思われる。(木口委員、田辺委員)</p> <p>99. ADB はモニタリング結果を公開対象にしていることを説明に加えること。また、運用として相手国から JICA への報告状況、非公開の理由を公開すること。(村山委員)</p>	<p>によるモニタリング結果の確認は、運用を通じて適切に行う。</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業により生じる影響の適切な把握・モニタリングと、それに要するコストも踏まえたバランスの取れたモニタリング方法、期間の検討 ● ADB はモニタリング結果を公開しているが、世銀、IFC、赤道原則加盟行とも、相手国による個別事業のモニタリング結果の公開を要件とはしていない。 ● 相手国への影響の大きい事項について、相手国の了解なしに要件として追加することは難しい。相手国と公開に合意できない場合の合理的な理由の公表は、他の国際機関で実施していないため行わない。 ● JICA から相手国等への公開の働きかけにより、近年カテゴリ A 案件での公開率は上昇している。
③国際基準、審査方法	3.1 世銀の ESF のうち、世銀が満たすべき要件を示す Environmental and Social Policy で規定されたカテゴリ分類 (High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk) の参照の要否	(助言 1) 世銀と同等のリスク分類手法の導入には、個別プロジェクトにとどまらない国全体に対する評価が要求され、実現可能性に課題がある。現行のカテゴリ分類の運用には特段の課題が認められず、あえて変更する意義は見いだせない。環境社会管理能力やガバナンスに伴う環境社会配慮上のリスクは、環境レビュー過程において考慮することで対応可能と考えられる。	<p>100. カテゴリ分類については、現行の A、B、C、FI を維持するべき。(木口委員／田辺委員 (NGO3 団体意見書を委員としても提言))</p> <p>101. 現状のカテゴリ分類で十分。住民移転が理由のカテゴリ分類の条件は物理的住民移転対象者数となっていると理解しているが、今後も物理的住民移転対象者数だけでカテゴリ分類をするのか諮問委員会で議論すべき。(黒木委員)</p> <p>102. 当面は現行カテゴリーを維持することとし、世銀、IFC 等の運用状況を踏まえ、必要に応じ見直しを検討することが適切。(鈴木委員)</p> <p>103. これまでのカテゴリ分類との整合性や JICA における実施体制も考慮すると、現状の分類を維持することが望ましい。ただし、協</p>	<p>【24】 想定される影響の大きさに基づく現行のカテゴリ分類 (A, B, C, FI) を維持する。</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまでのカテゴリ分類の相手国等の理解浸透・安定的な運用や、JICA における実施体制を踏まえたもの。 ● なお、協調融資に際し、カテゴリ分類は各機関の判断の要素が大きいため、都度の調整が必要になると考えられる。

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員会からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			<p>調融資等で議論が想定される実施機関との間のカテゴリ分類との整合性を予め検討しておく必要がある。(村山委員)</p> <p>104. 助言 1~4: 助言に異論ありません。(持田委員)</p> <p>105. 世銀との協調融資の際、カテゴリ分類の整合性をどのように扱うかについて、現行の FAQ に相当する文書で扱うこと。(村山委員)</p>	
	<p>3.2 相手国に求める要件について、世銀 ESS との乖離がないことの確認の要否</p> <p>3.3 民間連携事業 (海外投融资、協力準備調査 (PPP インフラ事業)) では、出融資先に求める要件について、IFC PS との乖離がないことの確認の要否</p>	<p>(助言 2) 相手国等に求める環境社会配慮は、世界銀行グループとの大きな乖離がないことを確認することとし、また、世界銀行 ESS や IFC の PS を一律に適用するのではなく、それらの狙いを踏まえて同等の環境社会配慮の質を確保できる方法を柔軟に検討・採用することが肝要である。</p>	<p>106. 国際機関のみならずその他準用すべき基準についても FAQ やカテゴリ執筆要領の中で追記すべき。(黒木委員)</p> <p>107. 相手国に求める要件については、JICA GL として、世銀の ESS と IFC の PS の双方を基準に乖離がないことを規定するのではなく、それらの趣旨を十分に咀嚼した上で、同程度の環境社会配慮の質を担保した形で柔軟に対応すべき。(杉田委員)</p>	<p>【25】 相手国に求める環境社会配慮の要件は、現行 GL2.6 のとおり世界銀行グループのセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する。【対応済 (GL)】 その際、世銀の ESS、IFC の PS の間には大きな差異がないことから、どちらかを状況に応じて確認する。【FAQ】 ESS や PS の細かな配慮方法や手続き、文書作成等を一律に参照し乖離がないことを求めるのではなく、それらの狙いを踏まえて同等の環境社会配慮の質を確保できる方法を柔軟に検討・採用する。</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世銀グループの政策と同等の環境社会配慮の質の確保 ● 相手国等の手続き、文書作成コスト等の負担を増加させない。
	<p>3.4 エンジニアリングサービス (E/S) 借款供与時の環境レビュー実施の要否</p>	<p>(助言 3) 例外的に E/S 借款期間中に用地取得等の実施が予見される場合には、E/S 借款期間中に発生し得る環境や社会への望ましくない影響について、ガイドライン別紙 1 の要件が満たされるよう、検討すべき。</p>	<p>108. エンジニアリング・サービス (E/S) 借款供与中に環境社会面への影響や地域住民への被害が発生する場合には、環境レビュー及びモニタリングを省略するべきではない。(木口委員/田辺委員 (NGO3 団体意見書を委員としても提言))</p> <p>109. EIA は完了しているが、現地側の不可分一体事業の用地取得を現地側で開始してしまった事例と想像されるため、単なるルール違反の問題と考える。用地取得の一般的な法的手続きは時間がかかるプロセスである。相手国に誤解がないように、例えば、法的な所有権の移行、支払手続き、物理的移転を禁じるなど具体的に要件を明確にすべき。(黒木委員)</p> <p>110. エンジニアリング・サービス (E/S) 借款について、「例外的に</p>	<p>【26】 E/S 借款供与中に環境社会影響が発生することは通常予見されないが、例外的に発生することが予見される場合は、当該影響について E/S 借款供与前に環境レビューを行う。以上を GL3.2.1(5) に記載する。【GL】 (15 頁)</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● E/S 借款供与中に発生が予見される環境社会影響について、GL に沿った対応を行う。 ● また、E/S 借款供与前に影響が予見されて

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員会からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			<p>(環境社会影響が) 発生することが予見される場合は、当該影響について E/S 借款供与前に環境レビューを行う」とあるが、供与前に予見されなかったにもかかわらず実際に影響が発生した場合の対処方針が示されていないことが課題である。したがって、予見されるか否かにかかわらず、例外的に E/S 借款期間中に発生する環境社会影響については、ガイドライン別紙 1 の要件が満たされるようにすること。(木口委員、田辺委員)</p> <p>111. E/S 借款の定義から、この事業を対象に「(環境社会影響が) 例外的に発生することが予見される場合」をルール化することは難しいように思われる。むしろ、E/S 借款に限らず、各事業で想定外の環境社会影響が生じた場合あるいは生じる恐れがある場合に、適切な緩和措置を取ることを、GL に項目として加えることも考えられる。(村山委員)</p>	<p>いなかったにも関わらず、途中で影響が発生した場合の対応について GL GL3.2.1(5) に記載する【GL】(15 頁) FAQ 等への記載を検討する。【FAQ】</p>
	<p>3.5 世銀 ESS 9 Financial Intermediaries 事業に求められるリスクに応じた要件の適用や ESMS の構築の参照の要否</p>	<p>(助言 4) FI 事業については、現行ガイドラインの規定を維持することが適切。ただし、カテゴリ B のサブプロジェクトについて JICA GL 別紙 1 に沿った配慮を FI に求めること、及びカテゴリ C のサブプロジェクトについて環境レビューは省略されることを GL に明記すべき。</p>	<p>112. カテゴリ A 相当のサブプロジェクトについては、現行ガイドライン通り、JICA の環境レビューと情報公開は維持するべきである。(木口委員/田辺委員 (NGO3 団体意見書を委員としても提言))</p> <p>113. IFC では FI 案件の課題が多く出ている。JICA における FI 案件のモニタリング方法 (FI による審査結果報告、モニタリング結果の受領) などの事例をご説明頂きたい。(黒木委員)</p> <p>114. 金融仲介者(Financial Intermediaries: FI)による事業については、現行ガイドラインの規定を適用することが適切。その場合、FI が支援する中小規模の事業の集合的影響の評価方法を明確化しておくことが望ましい。(鈴木委員)</p>	<p>【27】 FI 事業に係る規定は現行 GL3.2.1(4)の規定を維持する。</p> <p>カテゴリ A のサブプロジェクトの場合、現行 GL と同様、助言委員会プロセスを含めた JICA の環境レビューと情報公開は維持する。</p> <p>カテゴリ B のサブプロジェクトの場合、GL 別紙 1 に沿った配慮を FI に求める旨を GL3.2.1(4)に記載する。カテゴリ C のサブプロジェクトの場合、環境レビューを省略することを GL3.2.1(4)に記載する。【GL】(15 頁)</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● FI 事業のカテゴリ B 及びカテゴリ C のサブプロジェクトの対応を明確にする。
<p>テーマ④ 環境社会影響評価、代替案検討</p>	<p>4.1 ESS1 環境社会影響評価報告書の作成、環境社会履行計画に関する参照 4.2 ESS 1 Annex1 環境社</p>	<p>(助言 1) 世界銀行 ESF、特に環境社会履行計画 (Environmental and Social Commitment Plan、ESCP) の運用等に係る動向については、情報収集を行うこと。</p>	<p>115. 助言に異論ありません。(持田委員)</p>	<p>【28】 環境社会履行計画 (ESCP) は GL に導入しない。また、世銀 ESS 1 Annex 1.に記載されている各種アセスメント手法は現行 GL でも既に導入してきたものであり特段の追加的対応は行わない。</p>

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
	会影響評価書 (ESIA) の構成要素に関する参照	<p>(助言 2) ESCP については、JICA の既存の運用で代替できる文書があれば活用した方がいいという意見がある一方、さらなる環境社会配慮の向上に資する側面があることを念頭に、進捗管理の能力強化と向上について「見える化」する工夫をすべきという意見もあった。</p> <p>(助言 3) 世銀 ESS 1 Annex 1. に記載されているアセスメント手法について、JICA GL との関係を整理し、必要に応じて改定のための検討課題に加えること。</p>	<p>116. ESCP の利点は、最新の環境社会配慮の要件が 1 冊になっているため、実施機関・ドナーにとって確認しやすく、特に実施機関の引継ぎミスの削減、またアップデートが必要なため定期的なモニタリングの向上が見込めると理解。(JICA が) 現行の運用を継続する場合、従来案件審査時に締結する相手国との合意記録で整理した内容について JICA 側で ESCP と同等の文書を作成することの可否についてご説明頂きたい。また、JICA のローンアグリーメント後のモニタリング対象案件数、監理ミッション派遣数、実施機関の環境社会配慮の能力強化を目的とした案件数等の実績について JICA より説明頂けると、今後のモニタリングにかかる見直しについても検討しやすい。(黒木委員)</p> <p>117. 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。(持田委員)</p> <p>118. 助言 3～5：助言に異論ありません。(持田委員)</p>	<p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世銀より、ESCP は融資契約文書と紐づけられることで、相手国の環境社会配慮に対するコミットメントを強化できていること、ESCP を用いて相手国政府の高官との交渉を効果的に行われていることが報告されている。 ● JICA は環境レビュー時に住民移転計画や環境管理計画を通じて相手国等のコミットメントを確保し、これらに基づき案件の進捗管理を行っている。 ● これらの活用により、世銀が導入した ESCP を代替可能。
4.3 ESS1 相手国等の環境社会配慮フレームワーク活用に関する参照	<p>(助言 4) JICA GL の基本方針にある通り、最終的には自国のフレームワークを使って、より高い水準の環境社会配慮を実施できるための能力と経験を獲得できるように、JICA 側は支援姿勢を堅持ないし発展させるべき。</p> <p>(助言 5) 相手国等の環境社会配慮フレームワークを活用する場合には、JICAGL で求められる内容との比較検討を行ったうえで、必要な支援を講じるような枠組みを検討すること。</p>	<p>119. JICA による相手国の環境社会配慮に関する支援体制(技プロ・専門家派遣等の予定)の実績及び今後の対応方針についてもご教示願いたい。(黒木委員)</p> <p>120. 助言 4,5 に関連して、協力準備調査や EIA、住民移転計画(RAP)の作成においてこれまで実施してきた相手国支援の姿勢を維持しつつ、相手国の能力向上や技術移転に資する取り組みにも配慮すべき。(村山委員)</p> <p>121. 相手国の環境社会配慮を的確に実施するためには、多くの場合、相手国(政府)の人材育成、特に環境科学等に関する人材の育成が不可欠。JICA プロジェクトにおいても、相手国における人材育成コンポーネントを明確に組み込み、その旨及び内容を JICA GL にも記載することが強く望まれる。(鈴木委員)</p>	<p>[29] これまでどおり、本邦研修等の技術協力や、個別事業における協力準備調査や EIA、住民移転計画 (RAP) の作成支援を通じてこれまで実施してきた相手国支援を行う。</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世銀において、借入人の国の環境社会配慮フレームワークに完全に委ねて実施したプロジェクトの例は今のところない。 ● 現行 GL1.2 上、「目的」に「相手国等による適切な環境社会配慮の実施を促す」と明記しており、1.3 定義 8「環境社会配慮の支援」に「相手国等に対し、環境社会配慮調査の実施、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことをいう」と考え 	

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
				<p>方を明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● なお、GL に基づく対応とは別に、本邦研修等の技術協力により相手国の環境社会配慮体制の強化を行っている。
	4.4 ESS1 不可分一体事業、派生的二次的影響、累積的影響に係る定義の参照	<p>(助言 6) 不可分一体事業について、相手国が JICA GL の水準を満たしていない場合には、同水準の確保を最大限、働きかけること。</p> <p>(助言 7) 不可分一体事業の定義については JICA GL の運用見直しで作成された FAQ の内容が具体的であり、JICA GL に盛り込むことを検討すべき。</p> <p>(助言 8) 不可分一体事業、派生的二次的影響、累積的影響等は対象事業単体のみでは見過ごす可能性がある環境社会面の影響について多くの委員から懸念する旨の声があり、これらの影響について現実的・合理的・包括的に配慮することを検討すべき。</p>	<p>122. 不可分一体性は非常にわかりにくい概念のため、JICA 案件での不可分一体の事例とその課題について、具体的にご説明頂きたい。(黒木委員)</p> <p>123. 助言 6、7 に関連して、不可分一体事業については、現状のように FAQ のみに示すのではなく、基本的な考え方をガイドライン本体に含めることが求められる。(村山委員)</p> <p>124. 助言 6～8：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。(持田委員)</p> <p>125. 不可分一体事業は、その事業が同一の事業者でない場合や計画の熟度が一致していない場合がある。不可分一体事業の EIA 作成は、必ずしも FS 時でなく DD 時も活用して対応するなど柔軟な対応が求められる。(黒木委員)</p> <p>126. 間接的、累積的な影響を分析する場合は、境界条件ならびに累積影響を発生させる事業の詳細なデータが必要となる。それらの現状や計画について必ずしも FS 段階で精緻化されてない場合は、累積分析は不可能となるため、必要に応じて可能なものだけとすることが望ましい。あくまでもその時点で合理的と考えられる範囲で行われるべき。(黒木委員)</p> <p>127. JICA プロジェクトに際しての累積的影響の考え方について、何らかの形で明示しておくことが、その後の異議申し立てを避けるためにも大変重要。(鈴木委員)</p> <p>128. 生物多様性(含む生態系サービス)への派生的・二次的影響が十分評価された例はあったか?生態系・生物多様性の影響評価・配慮を考える上で、方法論含めて具体的に検討すべき。(日比委員)</p> <p>129. 気候変動影響の評価は、累積的影響として捉える必要がある。その際には、累積的影響が、ある閾値を超えた時点で甚大な不可逆的な影響を引き起こす可能性があることにも留意。(日比委員)</p> <p>130. 現行の FAQ のように GL に付随する文書で扱う場合は、当該文書の位置づけを GL で明記することを前提とすること。(村山委員)</p>	<p>【30】 現行 GL の下、採用している不可分一体事業の定義を引き続き用いる。</p> <p>派生的・二次的影響、累積的影響については、影響評価の過程でこれらの影響の見落としがないよう十分注意し、派生的・二次的影響、累積的影響の分析は、現行 GL のとおり合理的と考えられる範囲で調査・検討する。【対応済(GL、FAQ)】</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不可分一体事業等の定義は、例示とともに分かり易く説明するため、FAQ への記載が適当。 ● 派生的・二次的影響、累積的影響の分析は、境界条件ならびに累積影響を発生させる事業の詳細なデータが必要となり、必ずしも影響評価の過程で十分なデータが揃うとは限らない点に留意し、個別プロジェクト毎に都度、合理的と考えられる範囲で対応する。

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
	4.5 環境社会配慮関連の費用便益の定量化対象及びその手法について	<p>(助言 9)費用便益の定量化対象及びその手法については、影響が大きく定量化できる指標あるいは定量化する意味のある指標については、代替案分析等でこれまで通り検討することを基本とすること。</p> <p>(助言 10)事前のプロジェクト評価においては、経済効率性と環境社会配慮との調和が理解しやすい費用対効果分析結果の明示が望まれる。</p>	<p>員)</p> <p>131. 定量化に当たっては、便益の想定が課題。標準化するのであれば、インフラセクター毎の標準的な便益項目を規定して頂きたい。(黒木委員)</p> <p>132. 気候変動影響については、排出量・排出削減量を推計し、カーボンの取引価格などを活用することで、経済的に費用・便益を定量化することが可能であり、見直しを機に導入すべき。(日比委員)</p> <p>133. 助言 9～13：助言に異論ありません。(持田委員)</p> <p>134. GHG 排出量は、その費用・便益を定量化の対象としているとあるが、これまでの費用・便益の定量化事例を示されたし。(日比委員)</p> <p>135. インフラセクター毎の標準的な便益項目はすでに整備済みとあるが、カーボンニュートラルに向かう国際潮流(パリ目)の下では、特に長期的には排出削減「便益」は、どのようなベースラインを取るかで、大きく変わってくる(場合によっては逆に費用となる)ことに留意すべし。また、便益だけでなく費用項目も同等に整備すべき。当該マニュアルについて、開示されたし。(日比委員)</p> <p>136. 有償と無償事業で費用便益等の考えが異なることと、作業量等も鑑みると、全てを GL に必要事項として記載することは望ましくない。(黒木委員)</p>	<p>【31】GHG 排出量は影響が大きく市場価格を活用することが可能であるため、大型案件においては GL 理念にある外部費用の内部化を念頭に費用・便益として定量化の対象としている。また“インフラセクター毎の標準的な便益項目”はすでに内部マニュアルとして整備済。</p>
	4.6 代替案検討に際し、「プロジェクトを実施しない案」に「ゼロオプション」を含めること、及び代替案検討の実施方法	<p>(助言 11)「ゼロオプション」の考え方は、国際的に認知されている概念ではないので、必ずしも全ての案件で検討すべきものではない。ただし、特に上流段階から支援を行う場合には、ゼロオプションに該当するような幅広い視点に立った代替案検討を行うこと。</p> <p>(助言 12)「プロジェクトを実施しない案」については従来通り代替案検討に含めること。代替案の総合評価基準</p>	<p>137. 代替案検討には、交通系のプロジェクトの場合①モードの検討、②ルートの検討等あり、①は MP で検討すべきことであり、②は FS 段階である。段階にあわせた代替案検討を行う必要があることをガイドライン、カテゴリ B 執筆要領等に記載頂きたい。F/S 段階でのゼロオプションの検討は、多大な作業を伴うため現実的に難しく、また先方政府の要請を否定するようであり、代替案の検討には含めない方が良い。(黒木委員)</p> <p>138. 世界銀行における without project の例として、大規模水力発電プロジェクトに際し、ダムを建設しなかった場合の火力発電所を用いた電力供給計画との比較分析を行った事例がある。(鈴木委員)</p> <p>139. 代替案分析については、標準的な項目について JICA 側で、カテゴリ B 執筆要領等で規定する事も必要。(黒木委員)</p>	<p>【32】日本の環境影響評価法における「事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案(ゼロオプション)」は採用しない。</p> <p>(考え方、理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際的な認知度、相手国等からの理解 ● 案件形成段階に応じた代替案検討の必要性 ● F/S 段階では、相手国等の要請を踏まえた検討の必要性

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員会からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
		や最適案選定根拠を明確にするための、より客観的で分かり易い工夫が望まれる。		
		(助言 13) 現行の JICA GL 別紙 2「代替案の分析」に記載のある内容を維持すること。	-	

第7回諮問委員会以降に、JICA 方針（案）の更新を行っています。更新箇所は下線で示しています。

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員会からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
テーマ⑤人権、ステークホルダー、ジェンダー	5.1 人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否	（助言 1）国際的人権基準の尊重の理念に基づき、難民、国内避難民、高齢者、性的指向・性自認に基づく社会的弱者等を JICA GL あるいは FAQ に追加することが望ましい。また、これらの社会的脆弱性の中の複合的・交差的要因による脆弱性にも留意する必要がある。	140. 助言 1 を支持。なお世銀では、性的志向・性自認(SOGI: Sexual Orientation and Gender Identity)は、非差別と包摂性という文脈で、性及びジェンダー別少数者(SGMs)を脆弱なグループとしている（Good Practice Note (2019)）。（織田委員） 141. 人権の状況把握のため、JICA が協力事業の実施機関のみでなく、「影響住民、学識経験者や人権 NGO への聞き取り」を通じて確認を行なうことが重要である点を明記すべき。個別の協力事業に関連して公権力による弾圧・人権侵害が起きている場合、実施機関等への確認だけでは人権状況の把握として不十分。住民が事業に対し自由に発言できるよう特別な配慮がなされていない場合がある。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言）） 142. 政府実施機関等の聞き取りのみでは不十分で、より客観的な実態把握が重要である。しかし、これまで、左記 GL2.5 の規定に基づき「被影響住民、学識経験者、人権 NGO への聞き取り」が必ずしも行われているとは言えないケースが見られたことから、GL 運用にあたり、この重要な視点が抜け落ちないように、GL 本文にその旨を明記することが必要であると考え。（田辺委員／木口委員） 143. 助言に異論ありません。（持田委員）	【33】 GL2.5 社会環境と人権への配慮 2. の「社会的に弱い立場にあるもの」の例示に、開発協力大綱で「脆弱な立場に置かれやすい対象」として示された高齢者、難民・国内避難民を追加する。【GL】（9 頁） 【34】 また、現行 FAQ にて GL に例示されていない対象についても解説しており、そこに性的指向・性自認により社会的弱者になりうる人を追加する。また、複数の異なる側面での脆弱性を有する社会的弱者の場合に特に留意が必要という旨を FAQ に記載する。【FAQ】 （理由、考え方） ● GL は改訂後 10 年間の運用を想定し基本原則を主に扱い、FAQ に GL の運用面での補完的な説明を記載する。 ● 個別事業において、実施機関からの情報のみに基づき環境社会配慮手続を進めるわけではなく、「意味ある協議」を確保しつつ行われる現地ステークホルダーとの協議を通じて、被影響住民や現地 NGO の意見も聴きながら配慮を行っている。
		（助言 2）民間連携事業に対して、ビジネスと人権に関する国連指導原則の遵守や国別行動計画に即した実施がなされるような仕組みを検討する必要があるとの意見があった。	144. 民間連携事業（中小企業支援事業も含む）の全てを対象とするか、海外投融資とするか諮問委員会で協議頂きたい。（黒木委員） 145. 民間連携事業に対して、ビジネスと人権に関する国連指導原則の遵守や国別行動計画に即して実施されるように求めることを基本事項または民間連携事業に関する項目に含めることが求められる。（村山委員） 146. 助言 2～6：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員） ※ 持田委員の「上述の視点」とは以下に示すとおり（事務局追記、	【35】 ビジネスと人権に関する国連指導原則に関する日本政府の国別行動計画（NAP）に留意しながら対応する。GL「序」・「理念」に、国際潮流（「ビジネスと人権に関する国連指導原則」含む）を踏まえた日本政府方針に沿って適切な環境社会配慮を行う旨記載する。【GL】（1、3 頁） （理由、考え方） ● 国際潮流を踏まえた日本政府方針には、『ビジ

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員会からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA方針（案）
			<p>以下同）： 下記視点をバランス良く確保する環境社会ガイドライン改定案を議論させて頂き度いと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) JICA 各協力事業に参画する環境社会配慮ガイドラインのユーザーとして、迅速性を失わず、活用利便性を維持し、開発効果を最大化すること。 2) JICA 各協力事業の実施に際し、相手国に適切な環境社会配慮を促すこと。 3) JICA 各協力事業の実施に際し、JICA による環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保すること。 <p>147. ビジネスと人権に関する国連指導原則に関する日本政府の国別行動計画（NAP）に関する扱いについては、FAQ に類するカテゴリーで扱うことが望ましい。（村山委員）</p>	<p>ネスと人権』の NAP も含まれている。</p>
	<p>5.2 ESS10 ステークホルダーエンゲージメント計画の参照の要否</p> <p>5.3 ステークホルダー分析の実施</p>	<p>（助言 3）ステークホルダーエンゲージメントには、ジェンダー別や社会的脆弱性等の要素を考慮したステークホルダー分析・特定や、双方向のコミュニケーション方法の採用といった、意味ある参加を担保するための方法論を体系化して整理すべき。</p>	<p>148. ステークホルダー分析をジェンダー別に行うことを明記する必要がある。なお、世銀 ESF では世帯単位ではなく世帯内の構成員別の調査が重要であることに注意を喚起している(ESS5 p.56)。今後社会経済調査で留意されるべき視点である。（織田委員）</p> <p>149. 意味ある参加に関する定義は JICA ガイドラインでは「双方向のコミュニケーション」に加えて世銀 ESS10 ではより詳細なプロセスを示していることから(p.99)、ESS10 の記載事項を援用することが有用。（織田委員）</p> <p>150. 電力マスタープランや地域の開発マスタープランなど、プロジェクト対象国の政策に大きな影響を長期にわたって与える案件については、カテゴリ分類にかかわらず、また、当該国で戦略的環境アセスメント等で開催が義務付けられていない場合でも、幅広い現地ステークホルダーとの協議を行い、その結果を反映させる。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言））</p> <p>151. 例えばミャンマーの「電力開発計画プログラム形成準備調査」（カテゴリ B）では、少なくとも幅広い市民社会が参加できる形で現地ステークホルダー協議は実施されていなかった。カテゴリ B であっても現地ステークホルダー協議の開催を要件として頂きたい。（田辺委員／木口委員）</p> <p>152. 現地ステークホルダーとの「意味ある協議」について、「文化的に適切かつ双方向のプロセス（操作、干渉、威圧、差別、脅迫のない状態下での協議）」である点を明記すべきである。また、社会的</p>	<p>【36】 現地ステークホルダーの参加や協議の際に重要な配慮項目を、ESS 10 を参考に GL の別紙に整理することを検討する。その中に、現地ステークホルダーとの意味ある協議の定義や留意点も含める。現地ステークホルダーとの「意味ある協議」について、ESS 10 を参考に見直しを検討する。【GL】（25、26 頁）</p> <p>ステークホルダーエンゲージメントプラン（SEP）に該当する独立した文書作成は行わないが、現行 GL で行っている EIA や RAP、先住民計画(IPP)における住民協議において SEP と同等の質の内容を確保する。</p> <p>（理由、考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現地ステークホルダーのエンゲージメントの実施にあたり、ステークホルダー分析含め重要な配慮項目を別紙に示すことを検討。実施方法等の具体的な参考情報は、GL とは別に整理する。ジェンダー配慮は、社会的脆弱性への配慮の一環として行う。 ● 「意味ある協議」について、世銀 ESS10 に沿って「文化的に適切な言語と形式で、双方向の

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員会からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
			<p>合意の要件として挙げられている「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議」について、「地域住民等のステークホルダーとの文化的に適切かつ双方向（操作、干渉、威圧、差別、脅迫のない状態での）の協議」とより具体的に明記し、要件とするべきである。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言））</p> <p>153. ステークホルダーからプロジェクトの環境社会配慮に関する懸念や要請等を書簡で受け取った場合、JICA による当該ステークホルダーへの「適切かつ速やか」な回答を要件とするべきである。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言））</p> <p>154. 適切／速やかに返答が行われていないケースが散見され、現行の記載のままでも適切かつ速やかな対応が行われているとする根拠は提示されていない。GL 運用にあたり、この重要な視点が抜け落ちないように、GL 本文にその旨を明記することが必要であると考えられる。（田辺委員／木口委員）</p> <p>155. ステークホルダーコンサルテーションは、異議申し立てを回避するための最も重要な手段であり、意味ある協議（meaningful consultation）が行われるよう最善の方策がとられるべき。現行の JICA GL「2.4 現地ステークホルダーとの協議」は不十分。ステークホルダーの特定方法を含め、より詳細にガイドライン本文に記載するとともに、別紙において意味ある協議方法の事例を示すことが望まれる。（鈴木委員）</p>	プロセスであり、意識操作や干渉、強制、差別、脅迫のないものとする」旨を追記する。
		<p>（助言 4）必ずしも世界銀行のステークホルダーエンゲージメントプラン（SEP）と同様の文書作成を求める必要はないが、ステークホルダーエンゲージメントの実行における重要項目を JICA GL の本文や FAQ に含めることが考えられる。特に、JICA が協力準備調査で案件形成の支援を行っていない場合、及び、RAP に SEP の内容を含めることで代用しようとする場合には、SEP と同等の内容を確保することが重要との意見もあった。</p>	<p>156. ステークホルダーの範囲はケースバイケースのため、RAP、EIA、IPP 等でステークホルダーエンゲージメント（パブリックコンサルテーション・情報公開を含む）の最低限求められる対象・項目について GL または FAQ で例示頂きたい。（黒木委員）</p> <p>157. 世銀のステークホルダーエンゲージメントプラン（SEP）と全く同じである必要はないかもしれないが、同様な／類似の内容のプランを作成することをカテゴリー A プロジェクトには義務付けるべき。（鈴木委員）</p> <p>158. 世銀のステークホルダーエンゲージメントプラン（SEP）の扱いについては、実質的に同等の内容を確保することとし、特に、JICA が協力準備調査で案件形成の支援を行っていない場合や、RAP に SEP の内容を含めることで代用しようとする場合には、ステークホルダーの範囲や計画の内容を精査することが求められる。（村山委員）</p>	

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
		<p>（助言 5）苦情処理メカニズムの対象は、非自発的住民移転対象の人々やコミュニティに限るのではなく、環境影響および移転以外の社会影響に関するステークホルダーも対象として JICA GL に定め、被影響住民を代表する者あるいは第三者が苦情処理に関与することが望ましい。</p>	<p>159. RAP と EIA で共通した組織とシステムを作って EIA や RAP ドラフト時にパブリックコンサルテーションで説明、DD 時、工事時に説明することを検討すべき。実施機関内の GRM 事務局は共通させると情報がまとまって良いが、GRM 下の委員会レベルとなると、RAP（主要関係者：土地省・地方地自体・住民代表等）と EIA（主要関係者：コントラクター・地方自治体・住民代表等）の苦情にかかる関係者が異なるため、工夫していく必要がある。WB ESF では労働者に対する GRM が求められているので併せて検討が必要。（黒木委員）</p>	<p>【37】 苦情処理メカニズムは、非自発的住民移転の影響住民だけでなく、環境影響やその他の社会影響も対象とすることを GL 別紙に記載する。【GL】（22 頁） 実施機関等に設置することを検討するが、非自発的住民移転とその他の影響では関係者が異なることに留意する。</p>
		<p>（助言 6）ステークホルダーの区分については世界銀行 ESS10 と JICA GL では同じことを違う切り分け方或いは異なる表現で示している。ESS10 の区分を参照し、必要に応じて JICA GL におけるステークホルダー区分の定義を再検討すべき。その際は現行の JICA GL において現地ステークホルダーに対し、より手厚いエンゲージメントを求めていることにも注意すべき。</p>	<p>160. 世銀 ESS10 にあるステークホルダーにおける Other interested parties は、現行ガイドラインにおけるステークホルダーよりもやや広い概念と思われることから、現行ガイドラインにおいてステークホルダーを「現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体」から、事業に関心がある人々まで含めるような表現を検討することが望ましい。（村山委員）</p>	<p>【38】 本 GL の位置づけは 1.4 基本方針にあるとおり、「相手国等の開発目的に資するプロジェクトが、環境や地域社会に受け入れることができなような影響をもたらすことがないよう、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行う」ためのものである。これに照らすと、現行 GL1.3 定義のとおり現地ステークホルダーに対してより手厚いエンゲージメントを求めていることは自然であり、現行 GL の区分を維持する。【対応済（GL）】</p> <p>（理由、考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世銀の ESS10 でも、情報提供や意見聴取の方法について、被影響住民に対してより手厚い配慮を行っている。 ● 「事業に関心がある人々」は「協力事業に意見を有する個人や団体」に包含されるものと考えられる。
<p>テーマ⑥労働、汚染管理、コミュニティ</p>	<p>6.1 世銀 ESS2 労務管理手順、労働安全衛生対策の参照の要否</p>	<p>（助言 1）労務管理や労働者の安全・健康について、世界銀行 ESS2 に記載されている項目を環境社会配慮の範疇とし、JICA GL に記載する範囲と契約等それ以外の方策で対応する範囲を整理したうえで、ESS2 の趣旨を踏まえた検討をすべきとの意見があった。</p>	<p>161. 世銀 ESS 2 -para13 およびガイダンスノート GN13.4 では、労働の場におけるハラスメントの防止対策とそれがジェンダーを軸に起きやすいことに注意を喚起している。JICA では既に契約約款(GC)において差別の禁止や平等な機会の提供などの対応が書かれているとのことであるが、環境社会配慮の一環として労働管理手順またはそれに類するものに、ジェンダーに基づくものを含むハラスメントの防止を記載することは強いメッセージである。（織田委員）</p> <p>162. EES2 でも児童労働や子どもの強制労働について言及されてお</p>	<p>【39】 労務管理や労働者の安全・健康、児童労働については、対象国法律や GL を含む現行の枠組みにおいて既に対応していることから、現行 GL の記載を維持する。追加的な対応については、その要否も含めて別枠組みで検討する。【別枠組】 GL の枠外で対応しているものについては、FAQ 等にその旨記載することを検討する。</p>

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
			<p>り、子どもの危険労働とは、健康、安全の観点からだけでなく子どものモラルを危うくするものと定義されている。そして、地下労働などと並んで性的虐待(sexual abuse)が例示されている(p.33 注)。改正ガイドラインまたは FAQ でも子どもの権利侵害の例として示すことは可能ではないか。(織田委員)</p> <p>163. 原則、対象国法律と一般条項 GC (FIDIC) (相手国とコンストラクター契約) においてカバーされるものであり、特別追加的なものは必要ない。工事段階の労働問題は上記のとおり相手国法、一般条項 GC で対応される事項であり、供用後の労働問題は実施機関が国内法に基づいて対応すると理解。いずれも環境社会配慮審査後の対応となるため、審査時に労働衛生について求める場合は、ごく一般的な記載になるため、審査時何が確認できるのか議論が必要。環境社会配慮を超えて、コロナ感染問題や人権問題も踏まえて、今後、労働者の権利や作業環境の改善が進む可能性があり、案件は少ないが技プロや調査の実績もあるため、JICA としてきちんと方針を示すべき。(黒木委員)</p> <p>164. 工事中の安全配慮等について、記載・規定すべき場所を JICA GL か契約かの二者択一ではなく、JICA GL を基本原則と謳った拠り所(“憲法”)とした上で、これに包含する形で、案件固有の契約に個別具体的な事項をブレイクダウン(“法律”)する等、整合性と網羅性を担保した整理の工夫が望ましい。また、労働者流入のリスク(伝染病等)について、COVID-19 が全世界中で蔓延している状況下、これ以前の世銀の Guidance を踏襲している場合は、再度検証が必要。(杉田委員)</p> <p>165. 世銀の ESS2 ではこれまで以上に事業実施に関わる労務管理や労働安全衛生に関する配慮が求められていることから、相手国/実施機関が合意する契約一般条項や実施機関とコンストラクター等の契約約款に言及しつつ、Multilateral Development Bank Harmonised Edition の契約約款 (General Conditions) への対応することを環境社会配慮ガイドラインにおいて記載することが求められる。(村山委員)</p> <p>166. 助言 1~4 : 助言に異論ありません。(持田委員)</p> <p>167. 世銀 ESS では労働は重要な項目の一つとして扱われていることから、環境社会配慮の関係でどのような扱いがなされているのかについて、FAQ に類するカテゴリーで示すべき。(村山委員)</p>	<p>【FAQ】</p> <p>FAQ に次のように記載する。「問：環境社会配慮ガイドラインではプロジェクトの労働者の労務管理や安全・健康、児童労働について、どのように対応しているのですか。」</p> <p>回答：ガイドライン 2.3 の環境社会配慮の項目に「労働環境（労働安全を含む）」や「子どもの権利」が含まれており、ガイドラインでは労働者の安全・健康や児童労働のリスクについて確認を行っています。また、労務管理や安全・健康、児童労働については、ガイドラインとは別に、相手国等との合意文書や相手国等とコンストラクター間の契約により、相手国の法律・規制に基づく対応をはじめとして適切な配慮がなされるよう対応しています。ODA による公共施設等の建設事業に関して、労働災害の防止等を目的とする「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」及び「JICA 安全標準仕様書」に基づく安全対策への取組については、こちら（ODA 建設工事の安全対策への取り組み）をご覧ください。」</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現行 GL では配慮項目に「労働環境（労働安全を含む）」や「子どもの権利」が含まれており、労働者の安全・健康や児童労働について一定の対応を行っている。ジェンダーに基づく暴力は、GL「理念」に追記する方針の「ジェンダー平等」に含まれると考えており、その旨 FAQ に記載することを検討する。【対応済(GL)】【FAQ】 ● 労務管理、労総者の安全・健康、児童労働：対象国法律、借入人と JICA の合意文書、実施機関とコンストラクターの契約で対応。労働者の安全については、工事安全に関連するガイダンス等も活用。【対応済（別枠組）】

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員会からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
				<p>ジェンダーに基づく暴力： GL とは別の枠組みで検討中。借入人と JICA の合意文書上は一般的な規定にて対応。【別枠組】</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた新たなリスクへの対応についても、対象国法律と現行の枠組みで対応している。【別枠組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約約款などを含む現行の枠組みについては、これまでも国際開発金融機関（MDBs）の契約約款も参照しつつ、JICA の契約書類を作成してきている。
	6.2 世銀 ESS3 有害廃棄物、有害化学物質、害虫管理に係る要件の参照の要否	<p>（助言 2）現行 GL での相応の配慮の下、世界銀行 ESS3 に記載のある化学物質や有害物質への対応について、対象とする物質や基準の考え方等について JICA GL への記載要否を含めた扱いを明確にすべきとの意見があった。</p>	<p>168. 事業毎に原則的な JICA の要請内容を整理して、相手国に合意させる内容を整理すべき。ESS 3 には、(IFC の) EHS ガイドラインよりも厳しくない基準を適用するケースについて記述があるため、この点を認識した上で、基準適用の要否について諮問委員会で協議して頂きたい。（黒木委員）</p> <p>169. JICA GL32 ページの別紙 2 モニタリングを行う項目に関し、以下に掲げる項目を参照しつつとあり、必ずしも記載された項目に限定されるものではないが、大気質に関しては、最新の知見に照らして著しく不適切と考えられ、修正する必要がある。（鈴木委員）</p> <p>170. 大気関係の項目の改訂：「環境社会配慮ガイドライン 32 頁別紙 6：モニタリング項目」に関し、WHO 大気環境ガイドライン等の世界標準となる文書を踏まえ、適切に改訂していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月11日に鈴木が提出した資料では、PM（PM2.5, PM10）、対流圏オゾン、二酸化窒素、二酸化硫黄に加え、ブラックカーボンや CO も候補として挙げられている。 ・対流圏オゾンの前駆物質として非メタン炭化水素（NMHC）も二酸化窒素とともに関連物質として重視されている。前駆物質としては、温室効果ガスでもあるメタンの影響も近年注目されている。 ・日本の大気汚染防止法では「ばい煙」には有害化学物質・ガスも含まれている。それらの有害物質・ガスについても、ガイドラインから除外されないよう配慮されたい。（鈴木委員） 	<p>【40】 国際的な基準やグッドプラクティス（例えば、世銀の ESS 3・4 のガイダンスノートや、IFC の Environmental, Health, and Safety Guidelines）を参照し、対応する。現行 GL で国際的な基準やグッドプラクティスを参照することは規定されている。【対応済（GL）】</p> <p>別紙 6 モニタリングを行う項目は、GL の参考資料であり、必要に応じて見直し、更新する。</p>
		<p>（助言 3）病虫害管理については、農薬管理の取り扱い方法が国により異なる点に留意しつつ、総合的病虫害管理（IPM/IVM）の観点から JICA GL に盛</p>	<p>171. 総合的病虫害管理（IPM/IVM）については時折指示書に記載されているが、今後、環境社会配慮に含まれるのであれば、まとまった手法やこれまでの JICA 案件での実績を整理した参考資料を作成し共有すべき。（黒木委員）</p>	<p>【41】 現行 GL 別紙 1 「大気、水、土壌、事故、水利用、気候変動、生態系及び生物相等を通じた人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響」が調査・検討すべき影響の範囲に挙げ</p>

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員会からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
		り込むか検討すべきとの意見があった。	172. 病虫害管理については、JICA GL の項目として掲げるべき。（鈴木委員）	られており、下線部で統合的病虫害管理の趣旨と一致すると考えられる。【対応済（GL）】 GL ではなく、必要に応じて参考資料（関連するセクターの環境チェックリスト）で対応する。
	6.3 世銀 ESS 4 緊急事態対応、有害廃棄物、域外労働者の流入、保安員リスク、事業の影響を受ける可能性のあるコミュニティ安全性確保の配慮項目への追加	（助言 4）工事中の安全配慮等について、環境社会配慮の範疇とし JICA GL に記載する範囲と、契約等それ以外の方策で対応する範囲を整理したうえで、JICA GL への記載の要否を検討すべきとの意見があった。	173. JICA は、別紙 1 で「地域社会・労働者の安全・保安」の項目を新たに設け、「保安要員の利用、あるいは、要請・黙認による当該国の軍・警察等の関与が、地域住民・労働者の安全を侵害してはならない」ことを要件とするべき。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言）） 174. NGO 提言では「要請黙認による当該国の軍警察等の関与が、地域住民労働者の安全を侵害してはならない」ことを要件とするべきと提案しており、軍警察等を完全に排除した形を想定した提案ではない。また、世界銀行 ESS4 の para.24～27 や IFC パフォーマンススタンダード 4 の para.12～14 では、プロジェクトにおける保安要員等の使用に伴い生じるリスクに関して要件を規定している JICAGL においても、人権侵害への加担を回避するべく、GL 運用上、こうした視点が抜け落ちないように、保安要員や軍警察等の関与に係る文言を GL 本文に明記することが必要であると考え。（田辺委員／木口委員） 175. 工事中の安全配慮については、FIDIC や当該国の関連法令を遵守する事とされており、実際の EIA でもそれらについて整理が行われていると認識。「コミュニティの安全」については新しい要件であるため、対応事例について取り纏めて関係者の理解を促進することが必要。環境アセスメントで取り扱う「コミュニティ」の範囲についてあらかじめ例示すべき。（黒木委員） 176. 工事中の安全確保については、既往の契約図書において一定の規定がなされている。契約において詳細な工事中の安全管理が規定されるため ESGL 本文に改めての記載の必要はない。ただし何らかの記載が必要であるなら、「安全対策については契約約款における規定及び（仮）建設工事にかかる JICA 安全標準スペックに基づき、適切に行う」のように記すことで足りる。（三宅委員）	【42】 緊急事態対応、有害廃棄物、域外労働者の流入、保安員リスク、事業の影響を受ける可能性のあるコミュニティ安全性確保の配慮については、対象国の法律や、GL を含む現行の枠組みにおいて既に対応しており、現行 GL の記載を維持する。 （理由・考え方） ● 現行 GL の配慮項目には、「事故」「HIV/AIDS 等の感染症」「廃棄物」などが含まれており、緊急事態対応や有害廃棄物、域外労働者の流入については周辺環境やコミュニティに重大な影響を与える可能性がある場合、一定の対応を行っている。【対応済（GL）】 ● GL とは別の枠組みで以下の通り既に対応済。 【対応済（別枠組）】 域外労働者の流入、有害廃棄物：借入人と JICA の合意文書、実施機関とコントラクターの契約等で対応。 緊急事態対応：…計画・設計、対象国法律、借入人と JICA の合意文書、実施機関とコントラクターの契約で対応。工事安全に関連するガイドダンス等も活用。 構造物の安全性配慮：計画策定・設計の一環として取り扱っている。なお、想定外の気象条件による構造物の破壊は、現時点では、相当の仮定や多大な誤差・曖昧さを有し、技術的信頼性に劣る手法となると思われることに留意し、相手国等への注意喚起にとどめる（『論点 1.6』参照）。 保安要員：借入人と JICA の合意文書、実施機関とコントラクターの契約（雛形）で対応。現
		（助言 5）構造物の安全性への脅威、しかも当初の想定を超える災害等の場合の緊急事態対策は、ハード面ならずソフト面でも技術協力を行うべきとの	177. 様々な専門家の投入も必要となるため、本項目の対応にあたっては事例を示しつつ、環境社会配慮としての要否を諮問委員会の十分な協議を行う必要がある。（黒木委員） 178. 必ずしも世銀と同等の緊急対応計画（emergency response	

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員会からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
		意見があった。また、供用段階に特にコミュニティへ影響が大きいと予想される構造物の場合には、世界銀行の緊急対応計画を参考にした計画の作成や実施について、JICA GL への記載の要否を検討する必要があるとの意見があった。	<p>plan: ERP) を策定することを義務化する必要はないが、供用段階にコミュニティへの影響が大きいと予想される構造物の場合には、適切な配慮を行う旨、JICA GL に明記することが期待される。(鈴木委員)</p> <p>179. 事業実施に伴い敷設される構造物の安全性は、気候変動要因による想定外の災害等により損なわれる可能性があることから、周辺コミュニティを含めた緊急対応計画の策定が必要に応じてなされる枠組みにすべき。(村山委員)</p> <p>180. 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。(持田委員)</p> <p>181. 方針案で JICA GL の枠外として扱うとしている部分は、FAQ に類する文書でその旨を記載しておくこと。また、今後、気候変動を要因とする災害が増大することが想定されるため、構造物の設計段階でこの点を留意するような仕組みが求められる。(村山委員)</p>	<p>地ステークホルダーの参加や協議における「意味ある協議」については、『論点 5.2』を参照。</p> <p>【対応済（別枠組）、GL】</p> <p>相手国等が、プロジェクトの形成・実施にあたり雇用する保安要員やその他の安全確保のための要員を用いる場合には、予防と自己防衛目的を除き警備能力の行使を行わないよう対応することが必要だが、軍・警察等の扱いについては相手国の主権にかかわることであり、GL に委員ご提案のような要件を記載することは困難。以上を踏まえ、GL2.5 に追記。【GL】9 頁</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ジェンダーに基づく暴力については、『論点 6.1』を参照。
		（助言 6）世界銀行 ESS4 "Community Health and Safety" の "Health" の意図するところは身体的な健康だけの意味ではなく、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントやジェンダーに基づく暴力も含むハラスメント、さらに HIV/AIDS 以外の感染症も含めるべき点に留意が必要。	<p>182. ジェンダーに基づく暴力（GBV：Gender Based Violence）は JICA のガイドライン全体を通じて明示的に示すべき課題。(織田委員)</p> <p>183. 現状の GL のアセスにおいても HIV/AIDS 以外の感染症は通常、考慮されていると思われる（マラリア、デング熱等）。ハラスメントや DV は、工事中の HIV/AIDS 防止キャンペーンにその内容を入れ、周辺コミュニティと同時に啓発活動を行う事も可能。「コミュニティへの対応」は新しく明記された分野であるため、想定されるコミュニティの“対象範囲”や好事例などについて JICA 側からご説明頂きたい。GBV については、経緯を整理してから、環境社会配慮上の取り組みについて諮問委員会で検討する必要がある。(黒木委員)</p> <p>184. 助言に異論ありません。(持田委員)</p>	
		（助言 7）JICA GL での生態系サービス (Ecosystem services) への影響の取り扱いについて検討すべきとの意見があった。	<p>185. 生態系サービスに依存しているコミュニティの範囲は広いと思われるので、これまで助言委員会で議論された事例を GL・FAQ に例示して頂きたい。(黒木委員)</p> <p>186. 本来生態系サービス (ecosystems services) への影響について検討すべきであるが、そのためには検討・評価手法について明確化する必要がある。(鈴木委員)</p> <p>187. 事業実施により周辺コミュニティが受ける生態系サービスの影響も環境社会配慮の範囲として扱うことが求められる。(村山委員)</p> <p>188. 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。(持田委員)</p>	

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員会からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
テーマ⑦自然生息地	7.1 世銀 ESS6 生息地区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照	<p>（助言 1） JICA GL においては、生態系と生物相、自然環境、自然生息地といった異なる用語を用いて記載がなされているため、その基本的考え方、用語の定義を整理することが必要。また、配慮項目として多様な生態系サービス、侵略的外来種、持続可能な生物資源の監理について言及すべきとの意見あり。</p> <p>（助言 2） 生物多様性に対する影響の評価手順について、予防的アプローチに立つことを JICA GL で明確にし、評価方法や評価基準を明確にすることが必要。</p>	<p>員)</p> <p>189. 現行の JICA GL では、生物多様性保護という概念が明確に示されていないため、自然環境に関する記述を抜本的に見直し、生物多様性保護を図ることを明記すべき。(鈴木委員)</p> <p>190. 生物多様性条約において、「人類の共通の関心事である」とされているため、生物多様性は対象国の法令や政策、意図のみにより評価されるべきではなく、国際的に認められる考え方と手法による評価を担保すべき。(日比委員)</p> <p>191. 気候変動と同様、生物多様性についても事業そのものによる影響だけを議論するのではなく、全体的、総合的に地球の生物多様性の保全に JICA が（正負に）貢献しているかという視点からの規定検討が望ましい。(日比委員)</p> <p>192. 助言に異論ありません。(持田委員)</p> <p>193. 「現行 GL 別紙 1 は、「生態系と生物相」を配慮項目としているが、開発協力大綱・ESS6 と同様「生物多様生」を配慮項目とする」との方針に賛成。ただし、注釈あるいは FAQ 等で「生物多様性」の定義を明確にすることを希望（生物多様性の保全とは絶滅危惧種の保全である、などの不十分な理解を避けるため）。(日比委員)</p> <p>194. 生態系サービスを評価・配慮項目に加えることに賛成。生態系サービスの検討・評価手法が明確でない点は確かにあるが、「可能な範囲で配慮する」のではなく、GL が基本的に 10 年間有効であること、当該分野での研究や実証が急速に進みつつあることに鑑み「その時点で国際的に最も活用され、受け入れられている手法を用いて検討・評価する」とされたし。(日比委員)</p> <p>195. 評価分析時における予防的アプローチは、プロジェクト影響をこれまでのやり方より大きく想定する考え方となるため、物理的かつ管理範囲の面からその範囲は大きくなる。生態多様管理計画の実施にあたって、FS 段階で予算措置を行っても実施段階で相手国によりその内容自体が実施されない、あるいは予算が十分に引き当てられないこともあるため、実施段階における JICA 側による TOR の内容、コスト、専門家の配置など十分な確認・管理が必要。(黒木委員)</p> <p>196. 生物多様性の評価手法、特に世銀が規定する「改変された生息地 (modified habitat)」における生物多様性の評価手法を明確に示す必要がある。(鈴木委員)</p>	<p>【43】 現行 GL2.3 環境社会配慮の項目及び別紙 1 は、「生態系と生物相」を配慮項目としているが、開発協力大綱・ESS6 と同様「生物多様性」を配慮項目とする。【GL】(8、19 頁) FAQ に国連生物多様性条約に基づき生物多様性の説明を追記する。【FAQ】生物多様性の評価方法や評価基準は、運用面で IFC 等を参考にする。ESS4 を参考に、生態系サービスを GL2.3 の配慮項目に追加し、コミュニティの健康と安全に影響を及ぼす場合に（特に当該サービスに依存する先住民族等）配慮するが、生態系サービスに依存しているコミュニティの範囲は広く、検討・評価手法が明確とは言えないため、可能な範囲で配慮するものとする。</p> <p>【44】 ミティゲーション・ヒエラルキーの考え方を GL1.4 基本方針に記載する。【GL】(5 頁)</p>

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員会からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA方針（案）
			197. 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員）	
		（助言 3）生物多様性の保全にあたっては、ミティゲーションヒエラルキーの考え方、特に回避を最優先することを明確にすべき。	198. 助言に異論ありません。（持田委員） 199. ミティゲーションヒエラルキーという語は基本概念なので、GLに追加すべき。（村山委員）	
		（助言 4）生物多様性オフセットは、ミティゲーションヒエラルキーの最終手段であることを強く認識し、導入の可能性を慎重に検討すべきであるとの意見と、支援対象国のモニタリングキャパシティへの懸念から導入困難性を指摘する意見があった。	200. 生物多様性オフセットについて、支援対象国のモニタリングキャパシティへの懸念がある場合、そのモニタリングに耐え得る知見や技能を習得出来る様な経済的教育的な支援施策を提供することも必要。制度として生物多様性オフセットが実在する限り、それが抑制的に運用されるにせよ、その導入を実現するための道を用意しておくことも求められる。（杉田委員） 201. 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員）	【45】 生物多様性オフセットは、ミティゲーションヒエラルキーの最終手段であるとの認識の下、実施する場合は世銀やIFCの運用を参考に、現地ステークホルダーの参画及び現地に精通する専門家の助言を得て取り組む。 （理由、考え方） ● ミティゲーションヒエラルキー（回避、最小化、緩和、代償）に沿った検討を行い、それでも重大な影響が残存する場合には、代償の一環として生物多様性オフセットの実施を検討する。 ● 実施方法は世銀やIFC等の事例を参考に都度個別案件で検討する。まずは試行的実施を通じた体制整備を目指すことを想定。
		（助言 5）世界銀行 ESS6 で採用された生息地区分を導入することについて、生息地の定義を明確にした上で、実施すべき。	202. 「重要な生息地」を特定する上では、事業における生物調査の限界を鑑み、Key Biodiversity Area (KBA)など国際的に確立された手法に基づくデータベース等を活用することで、予防的アプローチを取るとともに、費用効果の高い調査・評価を実施すること。（日比委員） 203. データベースに加えて、保全生物学や調査・保全手法（例えば、エッジ効果、ドローンの活用、遺伝子バーコーディング、民間セクター参画に基づく生物多様性オフセットなど）における進歩が著しいことに留意。（日比委員） 204. 「重要な生息地」を特定する上で、絶滅危惧種は重要な指標となるが、一方で生態系を形成し、機能させているのは絶滅危惧種だけではないことに鑑み、特に地元コミュニティが享受する生態系サービスについても十分な影響評価を含めるべき。（日比委員） 205. 生態系サービスに加えて、生物多様性条約では生物多様性とジェンダー、先住民族（特に伝統的知識）の関係性も生物多様性保全・	【46】 世銀 ESS6 にある改変された生息地、自然生息地の区分を GL に導入するかについては、世銀の運用を引き続き確認し、今次改定では導入せず、今後の継続検討の課題とする。 （理由、考え方） ● これらの生息地（改変された生息地、自然生息地）の導入には、相手国等の事業対象地及び周辺状況が十分に把握されていることが前提であるが、こうした情報が十分に得られない場合が多く想定される。 ● 運用面で、国際機関等が発表する情報を参考に、事業対象地またはその周辺に自然生息地に該当する可能性のある地域が存在し、事業の影響が及ぶ可能性がある場合は、これに留意して

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員会からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
			<p>持続的利用上の重要なアジェンダと捉えている。GL（および見直し論点）では、生物多様性の持つ社会側面は、「生態系・生物多様性」の議論とは切り離されてきたが、途上国における人口増加傾向や生態系の開発圧力の増加など、人間と自然の関わり度合いが高まっていることを受け、見直し GL では分けて対応するのではなく、総合的・統合的なアプローチを模索すべき。（日比委員）</p> <p>206. 世銀 ESS6 にある生息地区分の導入については相手国の生息地の状況が十分に把握されていることが前提であることから、こうした情報が十分に得られない場合は区分の導入は慎重に進めた方がよい。（村山委員）</p> <p>207. 助言に異論ありません。（持田委員）</p> <p>208. 7.1 に係る重要な自然生息地の特定には、KBA 等、国際的認知された手法やデータベースの活用を明記するなどし、確立された国際的な評価を認知し取り入れることで、調査や検討、評価を効率化するとともに、より明示的に国際的な価値への貢献・配慮を担保するよう改定すべきである。（日比委員）</p>	<p>可能な限り環境影響調査において影響評価と緩和策の立案を行う。なお、重要な自然生息地については現行通り慎重かつ丁寧な対応を行う。</p>
		<p>（助言 6）プライマリーサプライヤーへの対応について、実現可能な範囲で JICA GL に含めることができないか検討すべきとの意見があった。</p>	<p>209. 実際の対応時期・対応方法案についても諮問委員会で協議して頂きたい（例：天然資源とは何を指すのか、一次供給者の環境社会面の評価・検証方法は実施段階で行うと思われるが、誰が実際に行い、誰に報告するのか等）。（黒木委員）</p> <p>210. コントラクターが、砂利や木材などの資材がプライマリーサプライヤーにより環境に影響が少ない方法で取得されたものであるかまでチェックすることには権限、費用、ノウハウ等から問題があり、コントラクターにおいて実施することは困難。従ってもし GL において記載が必要ならば、「プライマリーサプライヤーの資材調達に関し、環境社会配慮の観点から必要となる場合、調達先及び取得方法等について入札図書において正確に指定し、適切な資材価格を見込むことが必要である。」のように記載すべき。（三宅委員）</p> <p>211. 助言 6～7：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員）</p>	<p>【47】 世銀の運用を引き続き確認し、今次改定では導入せず、今後の継続検討の課題とする。</p> <p>（理由、考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世銀 ESS6 の運用は、生息地区分について相手国等の状況が十分に把握されていることが前提であるが、こうした情報が十分に得られない場合が多く想定される。 ● 調達先及び取得方法等について案件形成段階・入札図書で正確に指定し適切な資材価格を見込むことの可否について慎重な検討が必要であり、世銀の対応状況を注視。
	7.2 保護区では事業を実施しない案件から、生息地区分に基づいた事業実施への変更の要否	<p>（助言 7）JICA GL の「保護区取り扱い規定」について、一律に事業実施を回避するのではなく、保護区指定目的に合わせた相手国の法規制及び管理計画に沿って事業実施を判断することが</p>	<p>212. 保護区取り扱い規定について、先方政府からの要請に応じて、一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制、及び管理計画に沿って事業実施を判断することが適切。世界銀行の環境社会基準（ESS）で採用された生息地区分に基づいた事業実施可否基準や、JICA 及び他援助機関のプラクティス</p>	<p>【48】—現行 GL では、「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」とあるが、保護区の指定目的、現状の置かれた状況は様々であり、一律に事業</p>

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員会からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
		<p>適切であり、生物多様性保全の観点からは、ESS 6 で重要な自然生息地（Critical Habitat）に分類された地域で事業を実施しない、または当該生息地の事業実施条件を遵守することで保全を図ることが肝要との意見があった。なお、重要な自然生息地の判断を明確にできるかの実務上の懸念、該非判断の簡便さをあわせて保護区取り扱い規定の変更可否の検討が必要</p>	<p>を参考にしつつ、ルールメイキングするべき。（石田委員）</p> <p>213. 保護区の目的や現状の機能を調査した上でフレキシブルに判断することが望ましい。案件採択時、特に KBA について重要な生息地か否かの判断を暫定的に行うことで専門家配置、投入 MM、コストが考慮される仕組み作りを検討して頂きたい。そうでないと調査のコスト、精度、全体のスケジュールに大きな影響を及ぼすこととなる。（黒木委員）</p> <p>214. ロジックとして現行ガイドラインよりも新ガイドラインが、自然環境・生物多様性の保全を緩和・（ダイリュージョン）逆行することがないようにする。（日比委員）</p> <p>215. 現行GL では、より制約条件が強い保護区要件によって「保護区内にある重要な生息地」は、原則事業実施対象地から除外されることで保護されてきたことに留意し、見直し後においても、少なくとも法的保護下にある「重要な生息地」の保護水準が下がることは無いようにするとともに、法的保護下にはない「重要な生息地」の保護水準が高まる見直しとすることで、生態系・生物多様性保護の論理的な弱体化を回避、むしろ強化する必要がある。「保護区要件」の撤廃は、よほど明確に効果的な追加策を同時に導入しなければ、国際的に批判的となる可能性に留意。（日比委員）</p> <p>216. 一方で、主に途上国においては、新規保護区の指定や拡張とともに、逆に保護区の指定解除やダウングレード、ダウンサイジング（PADDD）の動きもあることにも十分留意（すなわち、保護区であることだけに依拠する保全規定でも不十分）。（日比委員）</p> <p>217. 助言 7-9 に関連して保護区の扱いについては、世銀 ESS6 で示されている重要な自然生息地（Critical Habitat）が客観的に特定されていることが前提であると考えられる。一方で、相手国においてはこうした情報が十分でない可能性があることから、第一段階では相手国の法制度に基づく保護区も参照したうえで重要な生息地を評価し、制度上の保護区で事業を実施しようとする場合の要件について、現行の FAQ をもとに基本的な考え方をガイドライン本文に記載することが求められる。（村山委員）</p> <p>218. 保護区に係る「一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制及び管理計画に沿って事業実施を判断する」との方針は、第 6 回諮問委員会において“これは従来の GL における保護区に関する扱いからの変更である”と JICA から説</p>	<p>実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制及び管理計画に沿って事業実施を判断する。【GL】</p> <p>⇒諮問委員会議論を踏まえ本方針案は取り下げ。GL の記載変更なし。</p> <p>（理由、考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保護区の指定目的、現状の置かれた状況は様々であり、一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制及び管理計画に沿って事業実施を判断することが適切。 ●GL では、生物多様性の保全の観点から保全価値の高い地域は重要な生息地として扱っており、その対応は維持する。 ●「保護区での事業実施を“原則”行わないこと」とすることで、①現地の法規制及び管理計画に沿っており、また、実際の生物多様性の保全価値が必ずしも高くない場合であっても、現地の法規制では許容されるものの、GL の要請に基づいて同保護区を回避する事業計画に変更することで追加的な開発コスト等が生じる（開発効果の毀損）、②保護区を回避する検討のために調査コストが追加的に生じる（追加的な行政コスト）ことがあり得る。今次提案により保護区の従来の取り扱いに付随する上記のコストを低減する一方、重要な生息地に関する従来の対応は維持することにより、生物多様性保全に向けた配慮の質は担保される。

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員会からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
			<p>明された。現状では、この改定方針には反対する。（日比委員）</p> <p>219. 保護区に係る規定の改定方針（実質的に保全して現行 GL のいわゆる保護区規定が、どのように開発効果の毀損につながったのか具体的な事例を交えて示し、保護区における事業実施を実質的に緩和する根拠を示されたい。（日比委員）</p> <p>220. 助言に異論ありません。（持田委員）</p> <p>221. 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員）</p>	
テーマ⑧住民移転、先住民族	8.1 世銀 ESS5 Annex1 の住民移転計画の構成要素の参照	<p>（助言 1）架空送電線や地下埋設物のように、土地利用の阻害あるいは制限に起因して財産価値を毀損するような場合に対する補償について、世銀 ESS5 の生計損失に対する補償や日本等第三国を参考として検討すべき。</p> <p>（助言 2）不動産市場が機能または未発達の場合の再取得価格の算定基準を明らかにするよう検討すること。また、移行期間における補償の在り方や、資産調査結果の被影響住民への書面での手交と同意文書取り交わしの義務付け</p>	<p>222. このような補償を行うのであれば、地上権、地下権などの事例（補償単価等）について JICA 側で事例を整理して、FAQ・カテゴリ B 執筆要領等で例示すべき。（黒木委員）</p> <p>223. 助言に異論ありません。（持田委員）</p> <p>224. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失にかかる移転・補償対策の合意形成にあたり、資産調査結果が対象者に手交されなくてはならない。また、移転及び補償にかかる合意書の内容を対象者が理解していなければならず、合意書は対象者に速やかに手交されなくてはならない。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言））</p>	<p>【49】 生計手段の喪失については、現行 GL の記載を維持する。【対応済（GL）】財産価値の毀損に対する補償は、日本や第三国の事例を参考に運用面で可能な範囲で対応する。</p> <p>（理由、考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財産価値の毀損に対する補償は、世銀 ESS には記載がなく、個別事業の運用面で可能な範囲で対応されている。 <p>【50】 非自発的住民移転の被影響住民に対する補償や支援の対応は以下のように行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資産調査結果の提供は、世銀 ESS ガイダンスノートに「個々の被影響住民の資産の補償が計算された際には、その結果を被影響住民に提供し説明する」とあることを参考に FAQ に記載

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員会からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
		<p>を検討すべきとの意見があった。</p>	<p>225. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失にかかる補償の基準は公開され、一貫性をもって各損失資産に適用されなければならない。また、補償の算出根拠は文書化され、公開されなくてはならない。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言））</p> <p>226. 再取得価格の算出根拠やその基準額の公開について NGO が指摘している問題意識は、RAP に一般的な補償方針や算出根拠（例えば、「市場価格に基づく」乃至「査定評価額に基づく」等）が記載されていたとしても、具体的な単価数値について透明性が確保されない場合に、不適切な補償交渉や汚職不正の温床となりかねないという点にある。各事業現場での公正な補償交渉を促すとともに、汚職不正を回避するためには、何らかの形で具体的な補償の単価数値の透明性が確保されている必要があると考える。したがって、この点について GL 本文で明記する、あるいは、GL 運用にあたって JICA 担当者向けマニュアル等による注意喚起がなされるべきであると考え。（田辺委員／木口委員）</p> <p>227. 物理的及び経済的移転が回避できない場合には、対象者が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるよう、「移行期間中の支援」が行われなくてはならない。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言））</p> <p>228. 移転・補償対象者に対する合意形成及び移転・補償措置の実施前に、住民移転計画の最終版が作成、公開されていなければならない。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言））</p> <p>229. 例えばティラワ SEZ 開発事業（ZoneA 開発）では、住民移転計画ドラフト版全文公開前に一部の補償支払いが行われ、また住民移転計画の最終版が完成する前に移転が行われた。JICA 専門家が入り策定されたインドラマユ石炭火力においても、土地収用計画のドラフト版及び最終版の公開前に地権者への土地補償支払いが開始された。したがって、GL 運用上、こうした視点が抜け落ちないように、別紙 1 の非自発的住民移転 4 において、「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、＜移転補償が行われる前に＞住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。」と改訂するべきである。（田辺委員／木口委員）</p> <p>230. 現地側と GL で補償方針（算定額、エンタイトルメントマトリクス等）に過去の案件でギャップがあらかじめ判明している場合は、JICA の TOR ミッション等の現地政府と JICA との協議の場で JICA</p>	<p>する。【FAQ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個別の合意されるべき補償内容については文書で説明され、本人がその内容をいつでも確認できることを原則とする旨を GL に追記する。 【GL】（21 頁）移転及び補償にかかる合意書については、手交可能性を検討中。 ● 世銀 ESS 5 で、土地や資産に対する補償に加えて、移行期間中の損失や費用への補償を対象としており、個別案件の補償の検討において参照する。 ● ジェンダー配慮は、女性が特に負の影響を受けやすい要因の有無を個別案件で都度確認し、社会的弱者への配慮の一環として対応する。 ● 世銀 ESS 5 にあるとおり、補償基準は公開され一貫して適用される必要があり、補償基準に沿って個々の被影響資産の補償の計算結果は被影響住民に提供し説明されるべきである。補償基準の公開と一貫した適用を担保するため、移転補償の前に住民移転計画が作成され、被影響住民に提示されるべきである。 ESS 5 を参考に以上を GL 別紙 1 に記載する。 【GL】（21 頁）FAQ に記載する。【FAQ】

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員会からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
			<p>GL にしたがう旨合意しておくべき。（黒木委員）</p> <p>231. 助言 2～3：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員）</p> <p>232. ESS5 では、配慮の例として、土地所有名義や補償金の支払いにあたり夫婦名義を可能にすること、女性が土地所有権と認められないなどの場合は別の補完的措置をとること、職業訓練、就業機会支援におけるジェンダー配慮の必要性を挙げている（para20 注 18）。このような具体的な方法は FAQ などで紹介することで、配慮しやすくなる。（織田委員）</p> <p>233. 住民移転計画の作成と実行に当って、特に負の影響を受けやすい女性の視点と関心が含まれるような配慮が必要、との助言に関して、ここで敢えて「女性」がハイライトされている具体的な背景、趣旨をより良く理解しておきたい。また、住民移転計画・生計回復支援事業の被支援国における事後評価やアウトカムの調査は、本計画の継続的な運用のためにも、妥当な質と量の支援を担保する上で必須である。（杉田委員）</p>	
		（助言 4）経済的移転への対応に関して、ESS5 に多くの記載があることから、JICA GL における取り扱いを整理することが重要との意見があった。	<p>234. 住居や耕作地、商業施設などの物理的な施設の移転のみならず、事業実施により生計手段の変更を迫られる人々への配慮も本ガイドラインの範囲に含めることが求められる。（村山委員）</p> <p>235. 助言に異論ありません。（持田委員）</p> <p>236. 現行 GL 別紙 1 では「非自発的住民移転」の項目の中に「生計手段の喪失」が置かれている。住民移転がなくても生計手段への影響がありうることから、見出しを含めて検討すべき。（村山委員）</p>	【51】 現行 GL 別紙 1 で生計手段の喪失への対応が定められているため、これを維持する。運用面では世銀 ESS 5 を参考にする。
		（助言 5）住民移転計画・生計回復支援事業のモニタリングや事後評価において、住民にとっての満足の度合い等を含むアウトカムを調べるできないかとの意見があった。	<p>237. 事後評価で第三者が案件全体の評価と合わせて調査をするのは良い考え。（黒木委員）</p> <p>238. 住民移転計画・生計回復支援事業については、事業の実施主体が借入人と異なる場合があることから、確実に計画が実施されたかフォローアップが重要。そのための監視・モニタリング計画をきちんと作成する必要がある。また、監視・モニタリングに際しては、住民の満足度調査を実施することが望ましい。（鈴木委員）</p> <p>239. 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員）</p>	【52】 個別事業のモニタリング、事後評価の一環として住民移転計画・生計回復策の適切な実施の確認を行っている。
	8.2 先住民族の呼称について Indigenous Peoples/Sub-Saharan	（助言 6）先住民族の呼称については、世銀 ESS に倣うことよりも、本来配慮すべき範囲との間に差異が生じないよ	240. 助言 6～7：助言に異論ありません。（持田委員）	【53】 Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities という呼称も必要に応じて使用可とする。

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員会からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
	<p>African Historically Underserved Traditional Local Communities を参照することの要否</p> <p>8.3 FPIC (Free, Prior and Informed Consent) の定義の参照</p> <p>8.4 先住民配慮計画の構成要素の参照</p>	<p>うに留意すべき。</p> <p>（助言 7）FPIC については、世界銀行 ESS7 の定義の通り「Free, Prior, and Informed Consent」（仮訳：自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意）を参照すべきとの意見があった。また、「合意」と見なす判断基準の整理、先住民配慮では影響を受ける先住民に対する十分な情報提供等、合意形成プロセスが適切に実施されているか確認することが必要。</p> <p>（助言 8）先住民配慮計画（IPP）は取り組んだ事例が少ないことから、適切に配慮するために現地のリソースの活用等を通じて同計画の構成要素を確保するよう検討すること。IPP 策定においてジェンダーの視点、伝統的意思決定等の固有要因の尊重・考慮が重要との意見があった。</p>	<p>241. 世界銀行 ESS7 の定義の通り、Free, Prior, and Informed Consent: FPIC を（仮訳：自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意）とすべき。また、自由と十分な情報へのアクセスにはジェンダー格差がありうることから、合意形成プロセスを確認するに当たっては、ジェンダー視点を取り入れることが必要。（織田委員）</p> <p>242. プロジェクトが先住民に影響を及ぼす場合、「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意（FPIC）が得られていなければならない」ことを要件とするべき。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言））</p> <p>243. IP が認められる地域への影響を与えないように事業予定地として避ける事が検討される事が多いが、一方では IP 側のインフラ整備のニーズは高いケースもある。このため、案件開始前に貴機構でこのようなニーズ把握を行った上で、調査を開始し、事業予定地の決定、合意プロセスと進む方がよいケースもある。（黒木委員）</p> <p>244. 事業の影響範囲に先住民が居住する場合には、原則として先住民配慮計画（IPP）の作成を求めて、計画を策定しない場合には代替としての配慮事項を整理することをガイドラインに記載することが求められる。（村山委員）</p> <p>245. （助言 7, 8 について）この箇所については、GL や FAQ での扱いが不明なので、少なくとも FAQ で具体的な内容を例示した方がよい。また、FPIC に基づき「合意」を要件とする場合は、合意の内容について具体化すべき。その際、世銀 ESS7 25、26 を中心に参照することが望ましい。（村山委員）</p> <p>246. IPP の JICA での事例は多くないため、諮問委員会で実績を説明して頂きたい。また、他ドナー案件では非インフラ案件でも IPP が作成されている事例もあるため、WB や ADB の事例も併せて整理して頂き、諮問委員会で説明すべき。（黒木委員）</p> <p>247. 先住民計画(IPP)は、その概念を拡げて脆弱な地域住民計画（VPP）とし、先住民だけでなく、子供、女性、老人、障害者のような地域社会において脆弱な人たちも対象にすべき。（鈴木委員）</p> <p>248. 先住民配慮計画（IPP）に関し、基本的に、脆弱な地域住民（vulnerable local people）への配慮計画（VPP）とし、必ずしも先住民（indigenous people）だけでなく、必要に応じ、その地域に暮らす脆弱な人々（子供、障害者、老人、女性等）への影響を検討す</p>	<p>プロジェクトが先住民に影響を及ぼす場合、「Free, Prior, and Informed Consent」（仮訳：自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意）を要件とする。【GL】（22 頁）</p> <p>先住民計画は、ESS 7 を参照し作成する。</p> <p>（理由、考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 呼称については、過去のアフリカ案件で Indigenous Peoples という用語の使用に懸念を示されたことがあるため、世銀 ESS 7 の呼称も必要に応じて使用可とする。 ● 「Free, Prior, and Informed Consent」（仮訳：自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意）の具体的な内容については、世銀 ESS 7 を参考に FAQ での例示を検討する。【FAQ】

テーマ	論点	包括的検討における助言（概要） （助言全文は別添①参照）	諮問委員会からのご意見（概要） （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
	8.5 世銀 ESS8 無形文化遺産の配慮項目への追加	（助言 9）無形文化遺産を配慮項目に加えることに異論はない。有形文化遺産を含め、国際的に認知された遺産のみならず、相手国・地域にて重視されている文化遺産への配慮、住民による慣習的な利用を制限せず、住民への利益分配等の配慮、また文化財について住民間の民族、言語、宗教上の価値観が異なる場合への慎重な対応、秘密保持が必要な場合の対応についても検討すべきとの意見があった。	<p>る計画（文書）を作成する旨 JICA GL に明記すべき。（鈴木委員）</p> <p>249. 助言 8～9：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員）</p> <p>250. 具体的な事例と対応方法について事例を検討した上で GL に盛り込むべき内容であると考え。環境社会配慮専門家の範疇を超えるため、重要な文化財への影響が予定される場合は、調査時、実施段階において文化財専門コンサルタントを別途配置すべきと考える。諮問委員会の理解促進のため、文化財専門家が JICA 調査で従事した事例を説明して頂きたい（例：エジプト国カイロ鉄道など）。（黒木委員）</p>	【54】 無形文化遺産の扱いについては、世銀の運用を引き続き確認し、運用面で可能な範囲で配慮を行う。現時点で、世銀の事例は確認されていない。
			<p>251. 助言委員会の運営の見直し予定、第 5 期助言委員会での過去の助言の分析の報告、GL 改定により追加となる分野の助言委員の配置。（黒木委員）</p> <p>252. 世銀 ESF、包括的検討を踏まえ、多様な項目が現行 G に加え調査・分析される必要が生じる。これを現状のスケジュールの中でクオリティを確保し、具現化していくかが課題。（黒木委員）</p> <p>253. 新型コロナウイルス感染症のように、疾病の広がりにより環境社会配慮で求められる調査やステークホルダー協議に一定の制約が生じる場合を GL で扱うことが望ましい。（村山委員）</p> <p>254. 諮問委員会のプロセスでは、各論点に対して網羅性を確保した議論が重要。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言））</p>	左記のご意見は、各論点に関する JICA 方針（案）の検討にあたり、参考にさせていただく。

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン改定案

※「JICA 方針案」欄は「環境社会配慮ガイドライン（GL）改定に向けた JICA 方針（案）」から該当する方針を転記しています。改定に向けた方針（案）に拠らない箇所でも、読みやすさ・分かりやすさの改善を図るため修正を提案している箇所があります。

項目	改定版	JICA 方針案
序	<p>【環境・社会を包摂した SDGs】</p> <p>1. 環境問題への世界的な関心の高まりを受けて、1992 年の国連環境開発会議では、持続可能な開発の達成に向けた基本原則及び行動計画が合意された。</p> <p>2. また、1948 年に採択された世界人権宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準を定めた。近年では、2011 年に「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」が国連人権理事会の関連の決議において全会一致で支持された。</p> <p>3. このような環境や人権に対する取り組みを包摂して国際的に統一された開発目標を策定する動きが促進され、2015 年 9 月、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、持続可能な開発目標（SDGs）が国連サミットで採択された。</p> <p>4. 我が国は「誰ひとり取り残さない」社会を実現するため、人間の安全保障の理念に基づき、世界の国づくりと人づくりに貢献する方針を世界に示している。</p> <p>【気候変動】</p> <p>5. とりわけ、近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、世界全体で気候変動対策を進めることが喫緊の課題となっている。</p> <p>6. 国際社会は、2015 年の国連気候変動枠組条約締約国会議にて採択されたパリ協定に基づき、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を行っている。</p> <p>7. この中で我が国は、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」や「2050 年カーボンニュートラル」宣言等に基づき、脱炭素社会の実現を目指しており、様々な方策においてこれを推進している。</p> <p>【環境アセスメント】</p> <p>8. 政府開発援助（以下「ODA」）の実施にあたっては、1985 年に OECD が「開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境アセスメントに関する理事会勧告」を採択して以来、世界銀行などの多国間援助機関や主要な二国間援助機関が環境社会配慮のガイドライン作成と運用を行っている。</p> <p>【JICA 環境社会配慮ガイドライン】</p> <p>9. 独立行政法人国際協力機構法の改正法施行（2008 年 10</p>	<p>【2】 GL「序」において、SDGs、パリ協定に基づく脱炭素社会構築に向けた国際社会の取組について言及する。現行 GL の「序」に示される持続可能な開発の促進は維持する。</p> <p>【35】 ビジネスと人権に関する国連指導原則に関する日本政府の国別行動計画（NAP）に留意しながら対応する。GL「序」・「理念」に、国際潮流（「ビジネスと人権に関する国連指導原則」含む）を踏まえた日本政府方針に沿って適切な環境社会配慮を行う旨記載する。</p>

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>月)により、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という）が日本の ODA の実施機関として技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うこととなったことから、<u>2010 年に「JICA 環境社会配慮ガイドライン」が策定された。</u></p> <p><u>1.0. JICA は、その業務方法書と中期計画に JICA 環境社会配慮ガイドラインを指針として業務運営を行う旨規定しており、協力事業について相手国等に対して適切な環境社会配慮の実施を促すとともに環境社会配慮の支援と確認を JICA 環境社会配慮ガイドラインに従い適切に行うとしている。</u></p> <p>【改定プロセス】</p> <p><u>1.1. このたび改定された本ガイドラインは、2010 年の JICA 環境社会配慮ガイドラインの施行から 10 年を経て、近年の SDGs や、気候変動の脅威に対する国際社会の対応、環境社会配慮の質の向上に資する取組を踏まえながら見直しの要否を検討し、20●●年に改定したものである。</u></p> <p><u>1.2. 改定にあたっては、環境社会配慮助言委員会から助言を得たほか、学識経験者、NGO、産業界及び政府関係者から構成される「環境社会配慮ガイドライン改定に係る諮問委員会」で議論を行うとともに、パブリックコメント募集を行い、透明性と説明責任を確保した。</u></p> <p>【その他の取り組み】</p> <p><u>1.3. なお、JICA は、協力事業における環境社会配慮が適切になされるよう促す一方で、環境保全／改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減・吸収増進等、地球環境保全に貢献するプロジェクトは積極的に支援する方針である。</u></p> <p><u>1.4. また、JICA は、開発途上国における環境社会配慮への対応能力向上への支援についても積極的に取り組む方針である。</u></p>	
I. 基本的事項		
1.1 理念	<p>【開発協力大綱】</p> <p><u>1. 我が国の開発協力大綱は、個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する人間の安全保障の考え方を、我が国の開発協力の根本にある指導理念と位置付けている。</u></p> <p><u>2. また、取り組むべき重点課題として、誰ひとり取り残されない「包摂性」や世代を超えた「持続可能性」および「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」とそれを通じた貧困削減を実現することが必要であるとしている。</u></p> <p><u>3. そして、開発協力にあたっては、開発に伴う環境や気候変動への影響、および格差是正や社会的弱者への配慮等の観点から社会面への影響に十分注意を払い、多様な関係者の参画に努め、環境と公正性の確保に十分配慮することを定めている。</u></p> <p>【質高インフラ】</p> <p><u>4. 近年では、2016 年 G7 伊勢志摩サミットで合意された</u></p>	<p>【3】「理念」において、「序」で言及した国際潮流に触れつつ、開発協力大綱に示される「質の高い成長とそれを通じた貧困削減」に触れ、質の高い成長の重要なファクターとして、環境との調和、経済社会の持続的成長、地球温暖化対策を含める。さらに、質の高いインフラ投資の推進に関して、インフラ投資への環境配慮・社会配慮の統合に言及する。</p> <p>【2】～【4】の（理由、考え方） 「序」・「理念」を通して、</p>

項目	改定版	JICA 方針案
	<p><u>「質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊勢志摩原則」および 2019 年 G20 大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関する原則」において、インフラ投資への環境配慮や社会配慮の統合の原則が掲げられ、我が国も同原則を実践していくこととしている。</u></p> <p><u>【JICA が環境社会配慮に取り組む理由】</u></p> <p><u>5. ODA を担う JICA が、相手国等が主体的に取り組む「持続可能な開発」に果たす役割はきわめて重要である。持続可能な開発を実現するためには、開発に伴う環境・社会面のさまざまな費用が開発費用に内部化され、それが意思決定に反映されることを可能とする社会と制度の枠組みが不可欠である。その内部化と制度の枠組みを作ることが、「環境社会配慮」であると考え。</u></p> <p><u>6. 環境社会配慮を機能させるために不可欠な民主的な意思決定を行うには、基本的人権の尊重に加え、幅広いステークホルダーの意味ある参加、情報公開、透明性と説明責任及び効率性が確保されることが重要である。関係政府機関には説明責任が強く求められ、あわせてステークホルダーも真摯な発言を行う責任が求められる。</u></p> <p><u>7. 更に、JICA は、人間の安全保障の理念に基づき、誰ひとり取り残されない、包摂的な開発を実現する観点から、開発のあらゆる段階において、女性や社会的に脆弱な立場にある地域住民を含む社会の多様なステークホルダーの参画を確保し、ジェンダー平等の達成を後押しする。また、気候変動に対する国際社会の取組を踏まえて、脱炭素社会への移行に貢献する。</u></p> <p><u>8. このような考えの下、JICA は、開発協力を実施するにあたり、日本政府の方針に沿って、適切な環境社会配慮を行う。</u></p>	<p>国際潮流を踏まえた日本政府方針に沿って適切な環境社会配慮を行うことを明確にする。</p> <p>【5】「理念」に開発協力大綱で謳われる大きな方針を反映する。その際は、助言 2 の女性や社会的弱者を含む多様な関係者の参画を重視することを記載する。また、「ジェンダー平等」を理念に追記する。</p> <p>【10】気候変動対策については、GL 冒頭「序」に脱炭素社会構築に向けた国際社会の取組を記載し、「理念」に日本政府方針に沿って脱炭素移行へ貢献することを記載する。</p> <p>【12】中長期的な視点に立ち、途上国の脱炭素移行を支援することは重要と考えており、日本政府方針に沿って脱炭素移行へ貢献することを GL1.1 「理念」に記載する</p>
1.2 目的	<p>本ガイドラインは、JICA が行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国等に求める要件を示すことにより、相手国等に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、JICA が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することを目的とする。これにより JICA は、JICA が行う環境社会配慮支援・確認の透明性・予測可能性・説明責任アカウンタビリティを確保することに努める。</p>	
1.3 定義	<p>1. 「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、<u>生物多様性生態系及び生物相等</u>の自然への影響、非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響を配慮することをいう。</p> <p>2. 「相手国等」とは、相手国、相手国政府(地方政府を含む)、借入人又はプロジェクト実施主体者をいう。</p> <p>3. 「協力事業」とは、JICA が相手国等に対して行う<u>協力有償資金協力、無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、外務省が自ら行う無償資金協力事業についての事前の調査、開発計画調査型技術協力及び技術協力プロジェクト</u>をいう。</p> <p>4. 「プロジェクト」とは、相手国等が実施し、JICA が協力を</p>	<p>【43】現行 GL 別紙 1 は、「生態系と生物相」を配慮項目としているが、開発協力大綱・ESS 6 と同様「生物多様性」を配慮項目とする。</p>

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>行う対象の事業をいう。</p> <p>5.「環境社会配慮調査」とは、プロジェクトが環境や地域社会に及ぼす又は及ぼすおそれのある影響について調査、予測、評価を行い、その影響を回避・低減させるための計画を提示することをいう。</p> <p>6.「環境影響評価」とは、相手国の制度に基づきプロジェクトが与える環境影響や社会影響を評価し、代替案を検討し、適切な緩和策やモニタリング計画を策定することをいう。</p> <p>7.「戦略的環境アセスメント」とは、事業段階の環境アセスメントに対して、その上位段階の意思決定における環境アセスメントのことをいう。事業の前の計画段階やさらにその前の政策段階で行われるものがある。</p> <p>8.「環境社会配慮の支援」とは、相手国等に対し、環境社会配慮調査の実施、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことをいう。</p> <p>9.「環境社会配慮の確認」とは、プロジェクトの特性及び国、地域固有の状況を勘案した上で、相手国等の行う環境社会配慮の本ガイドラインの要件の充足内容を確認することをいう。</p> <p>10.「スクリーニング」とは、事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮調査の実施が必要か否かの判断を行うことをいう。本ガイドラインでは、協力事業を A・B・C・FI の 4 段階にカテゴリ分類することによりスクリーニングを行う。</p> <p>11.「スコーピング」とは、検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定することをいう。</p> <p>12.「現地ステークホルダー」とは、事業の影響を受ける個人や団体(非正規居住者を含む)及び現地で活動している NGO をいう。また、「ステークホルダー」とは、現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体をいう。</p> <p>13.「環境社会配慮助言委員会」とは、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う委員会であり、外部専門家からなる第三者的機関のことをいう。</p> <p>14.「フォローアップ」とは、開発計画調査型技術協力における環境社会配慮調査の結果が反映されていることを確認することをいう。</p> <p>15.「Terms of Reference(TOR)」とは、調査を実行するための一連の管理や手続き及び技術上の必要事項を記載したものをいう。</p> <p>16.「Environmental Impact Assessment(EIA)レベル」とは、詳細な現地調査に基づき、代替案、環境影響の詳細な予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。</p> <p>17.「Initial Environmental Examination(IEE)レベル」とは、既存データなど比較的容易に入手可能な情報、必要に応じた簡易な現地調査に基づき、代替案、環境影響の予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。</p> <p>18.「合意文書」とは、有償資金協力における Loan Agreement(L/A)、無償資金協力における Grant</p>	

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>Agreement(G/A)等、JICA が相手国等との間で協力事業の実施を合意する文書をいう。</p> <p>19.「協力準備調査」とは、協力プログラムの形成と、個別案件の発掘・形成及び妥当性・有効性・効率性等の確認を行う調査をいう。</p> <p>20.「協力プログラム」とは、特定の開発目標達成を支援するための協力目標とそれを達成するための適切な協力シナリオをいう。</p> <p>21.「プロジェクト形成」とは、協力準備調査のうち、有償資金協力、無償資金協力又は技術協力プロジェクトの個別案件の発掘・形成及び妥当性・有効性・効率性等の確認を行うものをいう。</p> <p>22.「詳細計画策定調査」とは、事業に関する目標の設定、妥当性等の確認、投入、活動及び規模等、案件の詳細計画を決定することを目的とした調査のうち、外務省による案件採択後に実施されるものをいう。</p>	
<p>1.4 環境社会配慮の基本方針</p>	<p>JICA は、プロジェクトの環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提として、相手国等の開発目的に資するプロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないように、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行う。もって開発途上国の持続可能な開発に寄与する。</p> <p>JICA は、環境社会配慮の観点から相手国等に求める要件を本ガイドラインで明記し、相手国等がその要件を満たすよう協力事業を通じて環境社会配慮の支援を行う。JICA は、その要件に基づき相手国等の取り組みを適宜確認するとともに、その結果を踏まえて意思決定を行う。</p> <p>JICA は、以下の 87項目が特に重要であると認識している。 (重要事項 1:幅広い影響を配慮の対象とする)</p> <p>JICA は、環境及び社会面の幅広い影響を環境社会配慮の項目とする。 (重要事項 2:早期段階からモニタリング段階まで、環境社会配慮を実施する)</p> <p>JICA は、マスタープラン等においては、戦略的環境アセスメントを適用する。早期段階からモニタリング段階まで、環境社会配慮が確実に実施されるよう相手国等に働きかける。</p> <p><u>(重要事項 3:ミティゲーション・ヒエラルキーに沿った環境社会配慮を確認する。)</u></p> <p><u>JICA は、可能な限り環境社会影響を回避し、これが可能でない場合に影響の最小化、軽減・緩和、代償が検討されることを確認する。</u></p> <p>(重要事項 43:協力事業の実施において説明責任を果たす)</p> <p>JICA は、協力事業の実施において、説明責任と透明性を確保する。</p> <p>(重要事項 54:ステークホルダーの参加を求める)</p> <p>JICA は、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの意味ある参加を確保し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する。なお、ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する。参加するステークホルダーは、真摯な発言を行う責任が求め</p>	<p>【4】【7】【44】 ミティゲーション・ヒエラルキーの考え方を GL1.4 基本方針に記載する。</p>

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>られる。 (重要事項 65:情報公開を行う) JICA は、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を、相手国等の協力の下、積極的に行う。 (重要事項 76:JICA の実施体制を強化する) JICA は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるように常に留意し、その組織体制と実施能力の強化に努める。 (重要事項 87:迅速性に配慮する) JICA は、環境社会配慮を行いつつ、事業実施に向けた迅速化の要請に対処する。</p>	
1.5 JICA の責務	プロジェクトに対する環境社会配慮の主体は相手国等であるが、JICA は、 <u>本</u> ガイドラインに沿って相手国等が行う環境社会配慮の支援と確認を、協力事業の性質に応じてⅡとⅢに従って行う。	
1.6 相手国政府に求める要件	<p>1. 相手国等は、プロジェクトの計画作成とその実施の決定において、環境社会配慮調査の結果を十分考慮することが求められる。</p> <p>2. JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙 1 に示す要件を相手国等に求め確認する。また、カテゴリ A 案件において必要とされる環境アセスメント報告書については、別紙 2 に示す項目が満たされることを相手国等に求め確認する。</p>	
1.7 対象とする協力事業	<p>1)有償資金協力、2)無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、3) <u>開発計画調査型技術協力外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査、4) 技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力、及び 5)これに類する事業や関連する調査を対象とする。技術協力プロジェクトを対象とする。</u></p>	<p>【16】 GL の適用対象事業は、現行 GL1.7 対象となる協力事業を維持し、1)有償資金協力、2)無償資金協力（国際機関経由のものを除く）、3)開発計画調査型技術協力、4)技術協力プロジェクト、及び 5)これに類する事業や関連する調査とする。</p>
1.8 緊急時の措置	緊急を要する場合は、自然災害の復旧や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く <u>本</u> ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合をいう。JICA は、早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続きを環境社会配慮助言委員会に報告し、その結果を公開する。必要な場合は助言を求める。	
1.9 普及	JICA は、相手国等に本ガイドラインを説明し、その理解を求める。	
1.10 環境社会配慮助言委員会	JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる環境社会配慮助言委員会を第三者的な機関として常設する。	
Ⅱ. 環境社会配慮のプロセス		
2.1 情報の公開	<p>1.プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国等が主体的に行うことを原則とし、必要に応じ、JICA は、協力事業によって相手国等を支援する。</p> <p>2.JICA は、環境社会配慮に関し重要な情報を協力事業の主要な段階で、本ガイドラインに則って適切な方法で自ら情</p>	

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>報公開する。</p> <p>3.JICA は、協力事業の初期段階において、情報公開が確実に 行われることを担保するための枠組みについて、相手国 等と協議し合意する。</p> <p>4.公開すべき情報には、環境社会配慮に関する情報ととも に、協力事業本体に関する情報を含む。</p> <p>5.JICA は、公開を行う情報のほか、第三者に対し、求めに 応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行 う。</p> <p>6.JICA は、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現 地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手 国等に対して積極的に働きかける。</p> <p>7.JICA の支援を受けて相手国等が現地ステークホルダーと の協議を行う場合において、相手国等は事前に十分な時間 的余裕を持って情報公開を行う。その際、JICA は、相手国 の公用語又は広く使用されている言語と地域の人々が理解 できる様式による資料を相手国等が作成することを支援す る。</p> <p>8.JICA は、情報公開をウェブサイトで日本語、英語、<u>また は相手国の公用語又は広く使用されている言語現地語</u>によ り行うとともに、関連する報告書を JICA 図書館、現地事務 所等において閲覧に供する。</p> <p>9.JICA は、競争関係を踏まえ、相手国等の商業上等の秘密 には十分配慮し、相手国等から提出される開示対象の環境 関連文書には、こうした秘密が含まれないよう相手国等に 促すこととするとともに、相手国等における情報管理に配 慮し、相手国等の文書は、相手国等の了解の上で情報公開 を行う。なお、合意文書上、情報開示が禁じられる情報に ついては相手国等の同意又は法の要請により情報開示を行 う。</p>	
2.2 カテゴリ分類	<p>1.JICA は、プロジェクトを、その概要、規模、立地等を勘 案して、以下 <u>2 から 5</u> に示すように環境・社会的影響の程 度に応じて <u>4 種類段階</u> のカテゴリ分類を行う。</p> <p>2.カテゴリ A: 環境や社会への重大で望ましくない影響のあ る可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリ A に分類さ れる。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の予 測が困難であるような場合、影響範囲が大きかったり影響 が不可逆的である場合もカテゴリ A に分類される。影響は、 物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に 及びうる。カテゴリ A には、原則として、影響を及ぼしや すいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を 持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその 近傍に立地するプロジェクトが含まれる。影響を及ぼしや すいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を 別紙 3 に示す。</p> <p>3.カテゴリ B: 環境や社会への望ましくない影響が、カテゴ リ A に比して小さいと考えられる協力事業はカテゴリ B に 分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ば ず、不可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考 えられる。</p> <p>4.カテゴリ C: 環境や社会への望ましくない影響が最小限か あるいはほとんどないと考えられる協力事業。</p> <p>5.カテゴリ FI: JICA の融資等が、金融仲介者等に対して行</p>	

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>われ、JICA の融資承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、JICA の融資承諾（或いはプロジェクト審査）前にサブプロジェクトが特定できない場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境や社会への影響を持つことが想定される場合、カテゴリ FI に分類される。</p> <p>6.スクリーニングの後でも、協力事業の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。</p> <p>7.マスタープランは、協力事業の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。その際に、派生的・二次的な影響や累積的影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。</p> <p>8.JICA は、相手国等に別紙 4 のスクリーニング様式の記入を求め、その情報をカテゴリ分類の際の参考にする。</p>	
2.3 環境社会配慮の項目	<p>1.環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、<u>生態系及び生物相生物多様性</u>等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境（越境または地球規模の環境影響を含む）並びに<u>以下に列挙するような事項への社会配慮を含む</u>。非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症、労働環境(労働安全を含む)<u>を含む</u>。なお、個別プロジェクトの検討においてはスコopingにより必要なものに絞り込む。</p> <p>2.調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。</p> <p>3.環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。</p>	
2.4 現地ステークホルダーとの協議	<p>1.より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ幅広く、<u>別紙 5 に沿って</u>現地ステークホルダーとの協議を相手国等が主体的に行うことを原則とし、必要に応じ、JICA は協力事業によって相手国等を支援する。</p> <p>2.JICA は、協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、相手国等と協議し合意する。</p>	

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>3.JICA は、意味ある協議とするために、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を、事前の広報により周知するよう相手国等に働きかける。</p> <p>4.JICA は、カテゴリ A については、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階から相手国等が現地ステークホルダーとの協議を行うよう働きかけるとともに、必要な支援を行う。</p> <p>5.JICA は、カテゴリ B についても、必要に応じ、現地ステークホルダーとの協議を行うよう相手国等に働きかける。</p> <p>6.現地ステークホルダーとの協議を行った場合は協議記録を作成するよう、JICA は相手国等に働きかける。</p>	
<p>2.5 社会環境と人権への配慮</p>	<p>1.環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける。JICA は、環境社会配慮への支援・確認を行う際には、こうした条件を十分に考慮する。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、相手国政府の理解を得た上で情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求められる。</p> <p>2.JICA は、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、<u>高齢者、難民・国内避難民、マイノリティ</u>など社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を幅広く入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する。</p> <p><u>3. JICA は、相手国等が、プロジェクトの形成・実施にあたり雇用する保安要員やその他の安全確保のための要員を用いる場合には、予防と自己防衛目的を除き警備能力の行使を行わないことを確認する。</u></p>	<p>【33】 GL2.5 社会環境と人権への配慮 2. の「社会的に弱い立場にあるもの」の例示に、開発協力大綱で「脆弱な立場に置かれやすい対象」として示された高齢者、難民・国内避難民を追加する。</p> <p>【42】 保安要員：借入人と JICA の合意文書、実施機関とコントラクターの契約（雛形）で対応。現地ステークホルダーの参加や協議における「意味ある協議」については、『論点 5.2』を参照。【対応済（別枠組）、GL】相手国等が、プロジェクトの形成・実施にあたり雇用する保安要員やその他の安全確保のための要員を用いる場合には、予防と自己防衛目的を除き警備能力の行使を行わないよう対応することが必要だが、軍・警察等の扱いについては相手国の主権にかかわることであり、GL に委員ご提案のような要件を記載することは困難。以上を踏まえ、GL2.5 に追記。</p>

項目	改定版	JICA 方針案
2.6 参照する法令と基準	<p>1.JICA は、プロジェクトが環境社会配慮上の要件を満たしているかを原則として以下 <u>2、3 及び 4 のようにに沿って</u> 確認する。</p> <p>2.JICA は、相手国及び当該地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準等を <u>相手国等が</u> 遵守しているか、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。</p> <p>3.JICA は、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国等（地方政府を含む）に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。</p> <p>4.JICA は、プロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。</p> <p>5.JICA は、情報公開に関し、相手国等と日本政府の関連する法律を踏まえる。</p>	
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	<p>1.環境社会配慮助言委員会は、カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行う。また、開発計画調査型技術協力においては、本格調査段階において環境社会配慮面の助言を行う。なお、事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求める。</p> <p>2.環境社会配慮助言委員会の議論は公開される。議事録は発言順に発言者名を記したものを作成し公表する。</p> <p>3.協力事業において技術的支援を受けるために設置される委員会は、個々の協力事業の環境社会配慮については、環境社会配慮助言委員会の助言を得なければならない。</p>	
2.8 JICA の意思決定	<p>2.8.1 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト</p> <p>1.JICA は、環境レビューの結果を合意文書締結の意思決定に反映する。なお、環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、JICA は有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトを実施しない。</p> <p>2.「環境社会配慮が確保されないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば、プロジェクトを実施しない案も含めて代替案の比較検討を行ってもプロジェクトの妥当性が明らかに認められない場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。</p>	

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>3.JICA は、相手国等が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考える場合、合意文書を通じ、以下の内容を確保するよう最大限努力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手国等は、環境社会配慮に係る対策やモニタリングについて JICA へ報告すること。なお、予見せざる原因等により、環境社会配慮上の要件が達成できないおそれがある場合は、その旨 JICA に報告すること。 ・ 相手国等は、環境社会配慮に関する問題が生じた場合には、相手国等と当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーとの間での協議が行われるよう努力すること。 ・ 相手国等が、本ガイドラインに基づき JICA が要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合、あるいは、環境レビューに際して相手国等より正しい情報が提供されなかったことにより環境に望ましくない影響が及ぶことが合意文書締結後に明らかになった場合に、JICA は、合意文書に基づき、有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトの変更（停止及び期限前償還を含む）を求めることがあること。 <p>2.8.2 開発計画調査型技術協力、外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.JICA は、要請検討時に、プロジェクトの環境社会配慮について確認し、その結果を踏まえ外務省に提言を行う。 2.JICA は、外務省が採択した案件について、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮が確保されるよう、必要な措置を盛り込む。 3.このような対応を行っても、プロジェクトについて環境社会配慮が確保されないと判断する場合は(その場合とは 2.8.1 の 2 と同じ)、JICA は、協力事業の中止を外務省に提言する。 	
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	<p>JICA は、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、本ガイドラインの遵守を確保する。JICA は本ガイドラインの遵守を確保する一環として、異議申立手続要綱要項により、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う。</p>	
2.10 ガイドラインの適用と見直し	<p>1.本ガイドラインは、20●●年●月●日 <u>10年4月1日</u> に公布、20〇〇年〇月〇日 <u>2010年7月1日</u> より施行し、施行日以降、要請を受けたプロジェクトに適用する。</p> <p>20〇〇年〇月〇日以前に要請を受けたプロジェクトについては、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」を適用する。2010年6月30日以前に要請を受けたプロジェクトについては、有償資金協力の場合は「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月）を、開発計画調査型技術協力及び技術協力プロジェクトの場合は「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2004年4月）を適用する。また、無償資金協力（国際機関経由のものを除く）、及び外務省が自ら行う無償資金協力事業についての事前の調査の場合は、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2004年4月）を参考とする。</p> <p>ただし、20〇〇年〇月〇日 <u>2010年6月30日</u> 以前に相手国等との間でその実施につき合意した協力準備調査と同調査 <u>に基づく協力事業については、要請時期にかかわらず、は</u> <u>については、本ガイドライン（20●●年●月）を適用せず、「国</u></p>	

項目	改定版	JICA 方針案
	<p><u>際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月)」を適用する。各協力事業の従来の手続に従う。</u></p> <p>2.本ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ 5 年以内に運用面の見直しを行う。また、本ガイドライン施行後 10 年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国の NGO、日本の NGO や企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。</p> <p>3.本ガイドラインの運用上の課題や手法を調査研究し、<u>本</u>ガイドラインの改定に反映させる。</p>	
<p>Ⅲ. 環境社会配慮の手続き</p>		
<p>3.1 協力準備調査</p>	<p>3.1.1 協力プログラム形成</p> <p>1.JICA は、環境社会面を検討するために、情報の収集、必要に応じて相手国等との協議、現地踏査を行う。</p> <p>2.セクターや地域の協力プログラム形成にあたっては、戦略的環境アセスメントを適用し、重大な環境→社会影響の回避と最小化に努める。</p> <p>3.JICA は協力準備調査の最終報告書を完成後速やかにウェブサイトで公開する。</p> <p>3.1.2 プロジェクト形成（有償資金協力、無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、技術協力プロジェクト) (調査実施決定から TOR 作成まで)</p> <p>1.JICA は、事業概要と立地環境を踏まえてプロジェクトのカテゴリ分類を行う。カテゴリ C のプロジェクトについては、この段階で環境社会配慮の作業を終了する。</p> <p>2.協力準備調査の実施決定前に、プロジェクトのカテゴリ分類結果(プロジェクト名、国名、場所、事業概要、カテゴリ分類とその根拠)をウェブサイトで情報公開する。</p> <p>3.JICA は、協力準備調査の実施に先立ち、カテゴリ A プロジェクトについては必ず、カテゴリ B プロジェクトについては必要に応じて、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の収集を行い、その結果を TOR に反映させる。また、関連の環境社会配慮文書が存在する場合、調査に先立ちその内容について必要な確認を行う。 (フィージビリティ調査の実施)</p> <p>4.事業段階より上位の調査(マスタープラン調査)を含む場合には、戦略的環境アセスメントを適用する。スコーピングや代替案の検討の際に、カテゴリ A プロジェクトについては必ず、カテゴリ B プロジェクトについては必要に応じて、情報公開した上で相手国等がステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダーとの協議を行い、環境社会影響の回避と最小化に努めるよう支援する。</p> <p>5.JICA は、カテゴリ A と B のプロジェクトについては、十分な調査期間を確保し、調査団に環境社会配慮に必要な団員を参加させ、関連情報の収集と現地調査を行い、相手国等と協議を行い、スコーピング案を作成する。</p> <p>6.相手国等は、カテゴリ A プロジェクトについては必ず、カテゴリ B プロジェクトについては必要に応じて、スコーピング案(プロジェクト名、国名、場所、事業概要、カテゴリ分類とその根拠、代替案、影響項目とその内容)を情報公</p>	

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダーとの協議を行う。JICA は、それを支援し、協議の結果を環境社会配慮調査に反映させる。協議の内容については、協力事業のニーズの把握や代替案の検討(プロジェクトを実施しない案を含む)についても広く含める。</p> <p>7.JICA は TOR に従い、カテゴリ A プロジェクトについては EIA レベルで、カテゴリ B プロジェクトについては IEE レベルで、マスタープラン調査の場合は IEE レベルで、環境社会配慮調査を行い、影響環境緩和策（回避・最小化・代償含む）や、<u>モニタリング</u>及び環境社会配慮実施体制の案を作成する。</p> <p>8.相手国等は、必要に応じて、環境社会配慮の概要検討時に、<u>情報公開</u>した上で、現地ステークホルダーとの協議を行う。JICA は、それを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。</p> <p>9.相手国等は、カテゴリ A プロジェクトについては必ず、カテゴリ B プロジェクトについては必要に応じて、報告書案を情報公開した上で現地ステークホルダーとの協議を行う。JICA は、それを支援し、協議の結果を最終報告書に反映させる。</p> <p>10.JICA は最終報告書を完成後速やかにウェブサイトで公開する。</p> <p>11.技術協力プロジェクトにおいて協力準備調査を行わず詳細計画策定調査を行う場合は、上述の協力準備調査の手続きに倣う。</p> <p>12.補完型調査の場合は、パラ 1 とパラ 2 の手続きを行った後、その内容に応じてパラ 5 からパラ 10 のうち必要な手続きを行う。</p>	
<p>3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト</p>	<p>3.2.1 環境レビュー</p> <p>1.JICA はカテゴリ分類に従って環境レビューを行う。環境レビューに当たってはセクター別の環境チェックリストを適切に活用する。</p> <p>2.JICA が協力準備調査を行わない場合は、要請受領後速やかにプロジェクトのカテゴリ分類を行いその結果をウェブサイトで情報公開し、環境レビュー前には、より詳しい情報に基づくカテゴリ分類結果をウェブサイトで情報公開する。</p> <p>3.JICA は、協力準備調査を実施したプロジェクト(協力準備調査を実施せずに詳細計画策定調査を実施した場合も同じ)については、カテゴリ A プロジェクトについては必ず、カテゴリ B プロジェクトについては必要に応じて、環境レビュー前に、最終報告書もしくはそれに相当する文書（いずれも、入札関連情報を除く）についてウェブサイトで公開する。</p> <p>4.環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。</p> <p>(1) カテゴリ A プロジェクト</p> <p>1.カテゴリ A プロジェクトについては、相手国等からプロジェクトに関する環境アセスメント報告書(別紙 2)が提出されなければならない。大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画が、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画が提</p>	<p>【20】カテゴリ A 案件の環境レビュー前の EIA 報告書の公開に関し、公開対象は相手国政府の承認版もしくは承認担当省庁提出版とし、GL3.2.1 に記載する。</p> <p>【21】相手国の環境許認可証明書は、相手国法制度に則って取得された段階で取り付けることとする。</p> <p>【22】カテゴリ A 案件における環境アセスメント報告書の公開期間は、120 日を維持する。ただし、協調融資案件については、協調融資先と公開期間を合致させる選択肢を取ることを可能にする。また、海外投融資については民間ビジネスの</p>

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>出されなければならない。</p> <p>2.JICA は、相手国等が提出する環境社会配慮に関する主要な文書（<u>環境許認可証明書を含む</u>）の入手状況をウェブサイトに掲載するとともに、<u>1) 相手国政府の承認を得た、もしくは承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書と環境許認可証明書、2)大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画、3)先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画を環境レビューに先立ち情報公開する。環境許認可証明書は提出があった時点で情報公開を行う。また、相手国政府の承認を得た、もしくは承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書を、合意文書締結の 120 日以前に公開する。ただし、有償資金協力のうち海外投融資については合意文書締結の 60 日以前の公開で可とする。</u>相手国等の了解を前提に主要な文書の翻訳版を公開する。</p> <p>3.JICA は、相手国等から提出された環境アセスメント報告書等を用いて環境レビューを行う。プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について確認する。負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。情報公開と現地ステークホルダーとの協議結果を確認する。</p> <p>4.合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開する。</p> <p>(2) カテゴリ B プロジェクト</p> <p>1.環境レビューの範囲は、プロジェクト毎に異なり得るが、カテゴリ A より狭い。相手国等から提供された情報等を用いて環境レビューを行う。プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について、負の影響を回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。環境影響評価手続きがなされていた場合は、環境アセスメント報告書を参照することもあるが、必須ではない。</p> <p>2.1)環境アセスメント報告書と環境許認可証明書、2)住民移転計画、3)先住民族計画の提出があった場合は情報公開を行う。</p> <p>3.合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開する。</p> <p>(3) カテゴリ C プロジェクト</p> <p>1. カテゴリ分類以降の環境レビューは省略される。</p> <p>(4) カテゴリ FI プロジェクト</p> <p>1.JICA は、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。また、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力を確認の上、必要に応じて実施能力強化のための適切な措置が取られることを求める。</p> <p>2.金融仲介者等は、サブプロジェクトが環境や社会にもたらす可能性のある正及び負の影響を確認し、負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を</p>	<p>即応性、他のファイナンスと歩調を合わせるため、公開期間を最低 60 日とする。以上を GL3.2.1 に反映する。</p> <p>【27】 FI 事業に係る規定は現行 GL3.2.1(4)の規定を維持する。</p> <p>カテゴリ A のサブプロジェクトの場合、現行 GL と同様、助言委員会プロセスを含めた JICA の環境レビューと情報公開は維持する。</p> <p>カテゴリ B のサブプロジェクトの場合、GL 別紙 1 に沿った配慮を FI に求める旨を GL3.2.1(4)に記載する。カテゴリ C のサブ</p>

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行うことを原則とする。</p> <p>3.対象サブプロジェクトにカテゴリ A に分類されるものが含まれることが見込まれる場合、JICA は、原則として、カテゴリ A のサブプロジェクトについて、その実施に先立ち、カテゴリ A で求められているものと同様の環境レビュー及び情報公開を行う。<u>サブプロジェクトがカテゴリ B に分類される場合、JICA は、本ガイドラインと同等の環境社会配慮の実施を金融仲介者等に求める。サブプロジェクトがカテゴリ C に分類される場合、カテゴリ分類以降の環境レビューは省略される。</u></p> <p>4.合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開する。</p> <p>(5)エンジニアリング・サービス借款</p> <p>1.調査・設計等エンジニアリング・サービスのみを対象とする円借款(エンジニアリング・サービス借款)の供与に先立ち、対象となるプロジェクトのカテゴリ分類に応じて環境レビューを実施する。</p> <p>2.ただし、当該エンジニアリング・サービス借款の中で又は並行して、必要な環境社会配慮調査を実施する場合には、プロジェクト本体に対する円借款の供与にかかる環境レビューにおいて、環境社会配慮上の要件を満たすことを確認することを可とする。<u>他方、エンジニアリング・サービス借款供与期間中に環境社会影響が予見される場合には、当該影響をエンジニアリング・サービス借款環境レビュー時に確認することとする。</u></p> <p><u>3.エンジニアリング・サービス借款期間中に予見されない環境社会影響が顕在化した場合には、当該影響に関し次項 3.2.2 の 6 と同等の対応を行う。</u></p> <p>3.2.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認</p> <p>1.相手国等が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、JICA は原則として、カテゴリ A、B 及び FI のプロジェクトについては、一定期間、相手国等によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、相手国等を通じ、そのモニタリング結果を確認する。</p> <p>2.モニタリング結果の確認に必要な情報は、書面等の適切な方法により、相手国等より報告される必要がある。また、必要に応じ、JICA が自ら調査を実施することがある。</p> <p>3.第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、その指摘を相手国等に伝達するとともに、必要に応じて、相手国等による適切な対応を促す。相手国等が対応するに当たっては、透明でアカウンタブルなプロセスにより、具体的な指摘事項の精査、対応策の検討、プロジェクト計画への反映がなされることを JICA は確認する。</p> <p>4.また、必要に応じ、JICA が環境社会配慮の実施状況等について確認するため、JICA は相手国等に対し、JICA が調査を行うことに対する協力を求めることがある。</p> <p>5.JICA は、環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると JICA が判断した場合には、予め締結された合意文書に基づき、相手国等に対し、適切な対応を要求することがある。また、必要に応じ、JICA が自ら支援を実施することがある。</p>	<p>プロジェクトの場合、環境レビューを省略することを GL3.2.1(4)に記載する。</p> <p>[26] E/S 借款供与中に環境社会影響が発生することは通常予見されないが、例外的に発生することが予見される場合は、当該影響について E/S 借款供与前に環境レビューを行う。以上を GL3.2.1(5)に記載する。</p> <p>[23] 事業のモニタリング結果は、現行どおり相</p>

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>さらに、合意文書に基づき、JICA の要求に対する相手国等の対応が不適当な場合には、貸付実行の停止等の JICA 側の措置を検討することがある。</p> <p>6.プロジェクトに重大な変更が生じた場合、改めてカテゴリ分類を行い 3.2.1 に従って環境レビューを行う。変更の概要と変更後のカテゴリ分類を公開し、主要な環境社会配慮文書を入手後速やかに公開する。</p> <p>7.JICA は、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等の了解の上で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開する。また、第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開する。</p> <p>8.JICA が自ら詳細設計調査を実施する場合、その実施に先立ち、対象となるプロジェクトに関する環境レビューを実施する。必要に応じて、詳細住民移転計画を JICA は確認する。最終報告書をウェブサイトで公開する。</p>	<p>手国等の了解を前提に公開する。JICA によるモニタリング結果の確認は、運用を通じて適切に行う。</p>
<p>3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査</p>	<p>3.2.1 環境レビューを念頭に、3.1.2 協力準備調査の手続きに従う。JICA は、プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、協力の中止を外務省に提言する。</p>	
<p>3.34 開発計画調査型技術協力</p>	<p>3.34.1 要請確認段階</p> <p>1.外務省に要請された案件について、JICA は、事業概要、立地環境等に関する情報を確認し、事業特性及び地域特性を踏まえ 1 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、要請された案件の採択に関して環境社会配慮の観点から外務省に提言を行う。</p> <p>2.JICA は、カテゴリ A に分類された要請案件については、提言の作成に先立って事業実施国、実施地域、事業概要の 3 点をウェブサイトで一定期間、情報公開し、環境社会配慮の観点から外部の情報や意見を収集して提言に反映する。カテゴリ C に分類された要請案件については、環境社会配慮の手続きを終了する。</p> <p>3.カテゴリ分類に必要な情報が不足する場合は、在外公館や JICA 事務所等を通じて、相手国等に照会する。また、照会のみでは情報が不十分と判断される場合は、JICA は調査団等を派遣し、関係者との協議や現地踏査等を通じて環境社会配慮に関する情報を収集するとともに、速やかにその調査結果報告書の情報公開を行う。</p> <p>4.外務省が国際約束を締結した段階で、JICA は、協力事業の名称、国名、場所、概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠をウェブサイトで情報公開する。また、カテゴリ A とカテゴリ B の協力事業については、JICA が外務省に提言した内容をウェブサイトで情報公開する。</p> <p>3.34.2 詳細計画策定調査段階(マスタープラン調査とフィージビリティ調査共通)</p> <p>1.JICA は、1 回目のスクリーニング結果等に基づき詳細計画策定調査を行う。この際、十分な調査期間を確保し、カテゴリ A 及び B の調査については必ず、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査を行う。</p> <p>2.JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び要請確認段階で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手</p>	

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>国等との協議を行う。収集した情報及び相手国等との協議結果に基づき、2 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。</p> <p>3.JICA は、カテゴリ分類に基づき予備的なスコーピングを行い、その結果に基づく環境社会配慮調査の Terms of Reference (TOR) 案を作成する。JICA は、カテゴリ A の調査については、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果を TOR 案に反映させる。</p> <p>4.JICA は、環境社会配慮に関して相手国等と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。</p> <p>5.JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国等との協議を踏まえ、合意文書案を作成する。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて相手国等の基本的な合意を得る。</p> <p>6.JICA は、相手国等と合意できた場合、TOR 案を含む合意文書に署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずに保留案件とする。この際、JICA として協力を実施すべきでないとは判断した場合には、外務省に対して協力の中止を提言する。</p> <p>7.JICA は、署名後速やかに、合意文書と環境社会配慮に関連する情報をウェブサイトで公開する。</p> <p>3.34.3 本格調査段階(マスタープラン調査)</p> <p>1.JICA は、カテゴリ A 又は B の調査については、十分な調査期間を確保し、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。</p> <p>2.JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国等と協議を行い、スコーピング案を作成する。</p> <p>3.カテゴリ A の調査については、スコーピング案を情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議が行われ、JICA は、その結果を環境社会配慮調査に反映させる。協議の内容については、プロジェクトのニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。カテゴリ B についても必要に応じて、スコーピング案を情報公開した上で、現地ステークホルダーとの協議が行われる。</p> <p>4.TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。戦略的環境アセスメントを適用する。</p> <p>5.JICA は、TOR に従い、IEE レベルで、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討を含んだ環境社会配慮調査を相手国等と共同で行い、その結果を適宜、調査の過程で作成する各種レポートに反映する。</p> <p>6.カテゴリ A の調査については、環境社会配慮の概要検討時に、情報公開と現地ステークホルダーとの協議を必要に応じて行い、JICA は、その結果を反映させる。</p> <p>7.JICA は、上記を踏まえ、環境社会配慮調査結果を反映した報告書案を作成し、相手国等に説明しコメントを得る。カテゴリ A の調査については、同案を情報公開した上で、</p>	

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>現地ステークホルダーと協議が行われ、その結果を最終報告書に反映させる。カテゴリ B についても必要に応じて、情報公開した上で現地ステークホルダーとの協議が行われる。</p> <p>8.JICA は、調査結果を反映した最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国等に提出する。</p> <p>9.JICA は、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイトで情報公開する。</p> <p>3.34.4 本格調査段階(フィージビリティ調査)</p> <p>1.JICA は、十分な調査期間を確保し、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。</p> <p>2.JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国等と協議を行い、スコーピング案を作成する。</p> <p>3.カテゴリ A のプロジェクトについては必ず、カテゴリ B のプロジェクトについては必要に応じて、スコーピング案を情報公開した上でステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議が行われ、JICA は、その結果を環境社会配慮調査に反映させる。協議の内容については、協力事業のニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。</p> <p>4.TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。</p> <p>5.JICA は、TOR に従い、カテゴリ A プロジェクトについては EIA レベルで、カテゴリ B プロジェクトについては IEE レベルで環境社会配慮調査を相手国等と共同で行い、環境社会影響を回避・軽減するための対策（影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む）やモニタリング及び制度の整備を検討する。また、事業を実施しない案を含む代替案の検討を行う。環境社会配慮調査の結果は、適宜調査の過程で作成する各種レポートに反映する。</p> <p>6.環境社会配慮の概要検討時に、情報公開と現地ステークホルダーとの協議を必要に応じて行い、JICA は、その結果を反映させる。</p> <p>7.JICA は、環境社会配慮調査の結果を反映した報告書案を作成し、相手国等に説明しコメントを得る。カテゴリ A のプロジェクトについては必ず、カテゴリ B のプロジェクトについては必要に応じて、同案を情報公開した上で、現地ステークホルダーと協議が行われ、その結果を最終報告書に反映させる。</p> <p>8.JICA は、最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国等に提出する。</p> <p>9.JICA は、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイトで情報公開する。</p> <p>3.34.5 開発計画調査型技術協力のフォローアップ</p> <p>1.JICA は、環境社会配慮調査の結果や提言が、プロジェクトの環境影響評価、住民移転計画、先住民族計画、影響緩和策などに反映されていることを適宜確認し、その結果をウェブサイトで公開する。</p>	

項目	改定版	JICA 方針案
	2.開発計画調査型技術協力の終了後予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘がなされた場合は、JICA は必要な場合は現地調査を実施するなどして、問題を把握し関係機関に提言を行い、提言内容を公開する。	
別紙		
別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	以下に示す考え方にに基づき、プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則とする。	
別紙1 基本的事項	<p>1.プロジェクトを実施するに当たっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境や社会への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。</p> <p>2.このような検討は、環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。</p> <p>3.このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない。特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されなければならない。</p> <p>4.特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについては、<u>アカウンタビリティ説明責任</u>を向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。</p>	
別紙1 対策の検討	<p>1.プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない。対策の検討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化、<u>←軽減・緩和措置</u>を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化、<u>←軽減・緩和措置</u>をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。</p> <p>2.環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境管理のための計画が作成されていなければならない。</p>	
別紙1 検討する影響スコープ	1.環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響の範囲には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、 <u>生物多様性生態系及び生物相</u> 等を通じた、人間の健康と安全 <u>△</u> の影響及び自然環境 <u>△</u> の影響（越境の又は地球規模の環境影響を含む）並びに以下に列挙するような事項への社会配慮を含む。非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジ	

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>エンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症、労働環境(労働安全含む)。</p> <p>2.調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。</p>	
別紙1 法令、基準、計画等との整合性	<p>1.プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府（中央政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。</p> <p>2.プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない（ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りでない）。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。</p>	<p>【48】 現行GLでは、「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」とあるが、保護区の指定目的、現状の置かれた状況は様々であり、一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制及び管理計画に沿って事業実施を判断する。</p>
別紙1 社会的合意	<p>1.プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境や社会に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。</p> <p>2.女性、<u>子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティ</u>など社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。</p>	
<u>別紙1 気候変動</u>	<p><u>1. 一定量を超える温室効果ガスの発生が見込まれる事業では、事業実施前に温室効果ガス総排出量を推計し公表する。</u></p>	<p>【11】一定量以上の温室効果ガス（GHG）の排出が見込まれるプロジェクトにおいて、事業開始前に年間の想定GHG排出量を推計し公開する。</p>
別紙1 <u>生物多様性生態系及び生物相</u>	<p>1.プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。</p> <p>2.森林の違法伐採は回避しなければならない。違法伐採回避を確実にする一助として、プロジェクト実施主体者による、森林認証の取得が奨励される。</p>	
別紙1 <u>非自発的住民移転および生計手段の喪失</u>	<p>1.非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</p>	<p>【50】非自発的住民移転の被影響住民に対する補償や支援の対応は以下のように行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資産調査結果の提供

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>2.非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は<u>事前に</u>、可能な限り再取得価格に基づき、<u>事前</u>に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。</p> <p><u>3.補償基準は公開され、一貫して適用される。影響を受ける者がその内容を認識している必要がある。また、原則として、合意される補償内容は、文書で対象者に説明され、いつでも本人がその内容を確認できるものとする。</u></p> <p>43.非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。また、影響を受ける人々やコミュニティからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。</p> <p>54.大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が<u>移転及び補償や支援の提供前に</u>、作成、公開されていなければならない。住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの <u>ESS5OP4.12 Annex A</u> に規定される内容が含まれることが望ましい。</p>	<p>は、世銀 ESS ガイダンスノートに「個々の被影響住民の資産の補償が計算された際には、その結果を被影響住民に提供し説明する」とあることを参考に FAQ に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個別の合意されるべき補償内容については文書で説明され、本人がその内容をいつでも確認できることを原則とする旨を GL に追記する。 ● 世銀 ESS 5 で、土地や資産に対する補償に加えて、移行期間中の損失や費用への補償を対象としており、個別案件の補償の検討において参照する。 ● ジェンダー配慮は、女性が特に負の影響を受けやすい要因の有無を個別案件で都度確認し、社会的弱者への配慮の一環として対応する。 ● 世銀 ESS 5 にあるとおり、補償基準は公開され一貫して適用される必要があり、補償基準に沿って個々の被影響資産の補償の計算結果は被影響住民に提供し説明されるべきである。補償基準の公開と一貫した適用を担保するため、移転補償の前に住民移転計画が作成され、被影響住民に提示されるべきである。ESS 5 を参考に以上を GL 別紙 1 に記載する。
別紙 1 先住民族	1.プロジェクトが先住民族に及ぼす影響は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経て	【53】 プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>も回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補填するために、実効性ある先住民族のための対策が講じられなければならない。</p> <p>2.プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約（先住民族の権利に関する国際連合宣言を含む）の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、<u>当該先住民族に対し十分な情報が提供された上で、自由な事前の協議合意を通じて、当該先住民族の合意</u>が得られるよう努めなければならない。</p> <p>3.先住民族のための対策は、プロジェクトが実施される国の関連法令等を踏まえつつ、先住民族計画（他の環境社会配慮に関する文書の一部の場合もある）として、作成、公開されていなければならない。先住民族計画の作成にあたり、事前に十分な情報が<u>提供された上で、自由な事前の合意が得られるよう努めなければならない。公開された上で、これに基づく当該先住民族との協議が行われていなければならない。</u>協議に際しては、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われていることが望ましい。先住民族計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの <u>ESS7OP4.10 Annex B</u> に規定される内容が含まれることが望ましい。</p>	<p>合、「Free, Prior, and Informed Consent」（仮訳：自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意）を要件とする。</p>
別紙1 モニタリング	<p>1.プロジェクトの実施期間中において、予測が困難であった事態の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、その結果に基づき適切な対策をとらなければならない。</p> <p>2.効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェクトなど、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プロジェクト計画にモニタリング計画が含まれていること、及びその計画の実行可能性を確保しなければならない。</p> <p>3.モニタリング結果を、当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーに公表するよう努めなければならない。</p> <p>4.第三者等から、環境社会配慮が十分でないなどの具体的な指摘があった場合には、当該プロジェクトに関わるステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されるよう努めなければならない。</p>	
<u>別紙1 苦情処理</u>	<p><u>1. 環境社会影響にかかる影響を受ける人々やコミュニティからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。</u></p> <p><u>2. 苦情処理メカニズムは、影響を受ける人々やコミュニティが容易にアクセス可能である必要がある。相手国等は現地ステークホルダーとの協議等を通じて、苦情処理メカニズムを周知する。苦情を申し立てることで、影響を受ける人々やコミュニティが不利益を被ることがあってはならない。</u></p> <p><u>3. 受け付けた苦情は迅速に、影響を受ける人々やコミュニティの懸念や要望に配慮して対応されるよう努めなければならない。</u></p>	<p>【37】 苦情処理メカニズムは、非自発的住民移転の影響住民だけでなく、環境影響やその他の社会影響も対象とすることを GL 別紙に記載する。</p>
別紙2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	<p>以下の項目が満たされていることを原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該国に環境アセスメントの手續制度があり、当該プロジェクトがその対象となる場合、その手續を正式に 	

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>終了し、相手国政府の承認を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境アセスメント報告書（制度によっては異なる名称の場合もある）は、プロジェクトが実施される国で公用語または広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されねばならない。 ● 環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、プロジェクトが実施される国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される。 ● 環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない。 ● 地域住民等のステークホルダーとの協議は、プロジェクトの準備期間・実施期間を通じて必要に応じて行われるべきであるが、特に環境影響評価項目選定時とドラフト作成時には協議が行われていることが望ましい。 ● 環境アセスメント報告書には、以下に示す事項が記述されていることが望ましい。 <p>カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書 注)</p> <p>環境アセスメント報告書の範囲及び詳細さのレベルは、そのプロジェクトが与える影響に応じて決まるべきもの。環境アセスメント報告書には以下の項目が含まれるべきである（順不同）。</p> <p>概要 — 重要な結果と推奨される行動について、簡潔に述べる。</p> <p>政策的、法的、及び行政的枠組み — 環境アセスメント報告書が実施される際の政策的、法的、及び行政的枠組みを述べる。</p> <p>案件の記述 — 提出案件、及びその地理的、生態学的、社会的、時間的背景を簡潔に記述する。プロジェクトサイト外で必要となり得る投資（例：専用パイプライン、アクセス道路、発電所、給水設備、住宅、原材料及び製品保管施設等）についての記述も全て含まれる。住民移転計画、先住民族計画、または社会開発計画の必要性を明らかにする。</p> <p>通常、プロジェクトの地域とプロジェクトが与える影響範囲を示す地図を含む。</p> <p>基本情報 — 調査地域の特性を評価し、関連する物理的、生物学的、また社会経済的条件を記述する。プロジェクトが開始する前から予期されている変化も記述に含む。またプロジェクト地域内での、しかしプロジェクトとは直接関係のない、現在進行中及び提案中の開発行為も考慮に入れる。ここで与えられる情報はプロジェクトの立地、設計、運営、及び緩和策に関する決定に関わるものであるべきである。数値の正確さ、信頼度及び情報源についても、この節に記される。</p> <p>環境への影響 — プロジェクトが与える正及び負の影響を、可能な範囲で定量的に予測・評価する。緩和策及び緩</p>	

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>和不可能な負の環境影響全てを特定する。環境を向上させる機会を探る。入手可能な情報の範囲並びにその質、重要な情報の欠落及び予測値に伴う不確実性を認知、評価する。また、更なる配慮を要としない事項を特定する。</p> <p>代替案の分析 — プロジェクトの立地、技術、設計、運営についての有効な代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）を、それぞれの代替案が環境に与える影響、その影響の緩和可能性、初期及び経常経費、地域状況への適合性、及び必要となる制度整備・研修・モニタリングの観点から、系統的に比較する。それぞれの代替案について、環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付す。特定のプロジェクト設計案を選択する根拠を明記し、望ましい排出レベル及び汚染防止・削減策の正当性を示す。</p> <p>環境管理計画（EMP） — 建設・操業期間中に負の影響を除去相殺、削減するための緩和策、モニタリング及び制度の強化を扱う。</p> <p>協議 — 協議会の記録（協議会の開催時期・場所、参加者、進行方法、及び主要な現地ステークホルダーの意見とこれに対する対応等について記載される）。影響を受ける人々、地元の非政府組織（NGOs）、及び規制当局が情報を与えられた上で有する見解を得るために行われた協議の記録も含む。</p> <p>注）世界銀行 Operational Policy 4.01 (OP4.01) Annex BESS1 を参考に基づき作成。</p>	
<p>別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター特性、影響を受けやすい地域の例示</p>	<p>ここに掲げているセクター・特性、影響を受けやすい地域は、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものの例示であり、個別のプロジェクトをカテゴリ分類する際には、プロジェクトの内容に応じて2.2に記載されている「カテゴリ A」の基準に則って判断されるものである。したがって、ここに例示されたセクター・特性・地域以外であっても環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものは「カテゴリ A」に分類される。</p> <p>1. 影響を及ぼしやすいセクターの例示 以下に示すセクターのうち大規模なもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 鉱山開発（石油・天然ガス開発を含む） (2) パイプライン (3) 工業開発 (4) 火力発電（地熱含む） (5) 水力発電、ダム、貯水池 (6) 送変電・配電（大規模非自発的住民移転、大規模森林伐採、海底送電線を伴うもの） (7) 河川・砂防 (8) 道路、鉄道、橋梁 (9) 空港 (10) 港湾 (11) 上水道及び下水・廃水処理（影響を及ぼしやすい構成要素を含むかもしくは影響を受けやすい地域に立地するもの） (12) 廃棄物処理・処分 (13) 農業（大規模な開墾、灌漑を伴うもの） <p>2. 影響を及ぼしやすい特性の例示</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大規模非自発的住民移転 (2) 大規模地下水揚水 	

項目	改定版	JICA 方針案
	<p>(3) 大規模な埋立、土地造成、開墾 (4) 大規模な森林伐採</p> <p>3. 影響を受けやすい地域の例示 以下の地域又はその周辺。</p> <p>(1) 国立公園、国指定の保護対象地域（国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等） (2) 国又は地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域 ＜自然環境＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 原生林、熱帯の自然林 2) 生態学的に重要な生息地（珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等） 3) 国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地 4) 大規模な塩類集積或いは土壌侵食の発生する恐れのある地域 5) 砂漠化傾向の著しい地域 <p>＜社会環境＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域 2) 少数民族或いは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域 	
別紙 4 スクリーニング様式	<u>変更なしのため省略</u>	
別紙 5 現地ステークホルダーとの協議	<p>以下に示す考え方にに基づき、現地ステークホルダーの意味ある参加を確保するため、現地ステークホルダーとの協議が行われることを原則とする。</p> <p>基本的事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>現地ステークホルダーとの協議のプロセスは、以下を含む。</u> <ol style="list-style-type: none"> (i) <u>現地ステークホルダーの特定と分析</u> (ii) <u>現地ステークホルダーとの意味ある協議の方法の計画</u> (iii) <u>情報公開</u> (iv) <u>現地ステークホルダーとの協議とフィードバック（報告含む）</u> (v) <u>苦情の受付と対応</u> 2. <u>環境や社会に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトは、計画段階の早期から環境社会配慮の実施期間中まで、情報が公開されたうえで、現地ステークホルダーとの協議を実施する。</u> <p>現地ステークホルダーの特定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>相手国等は、現地ステークホルダーの特定を行う。</u> 2. <u>影響を受ける地域住民等のうち、個々の置かれた状況や社会的な脆弱性に応じて、プロジェクトの影響・緩和策・便益に関して、異なる懸念や課題を持ち、協議の方法を別途検討する必要がある個人またはグループを特定する。</u> <p>意味ある協議</p>	<p>【36】 <u>現地ステークホルダーの参加や協議の際に重要な配慮項目を、ESS 10を参考にGLの別紙に整理することを検討する。その中に、現地ステークホルダーとの意味ある協議の定義や留意点も含める。現地ステークホルダーとの「意味ある協議」について、ESS 10を参考に見直しを検討する。</u></p>

項目	改定版	JICA 方針案										
	<p><u>1. 相手国等は、現地ステークホルダーがプロジェクトの影響・緩和策等について意見を表明する機会を提供し、相手国等がそれに対して検討し対応できるような、意味ある協議を実施する。</u></p> <p><u>2. 意味ある協議は双方向であり、相手国等は、事前に十分な時間的余裕を持って情報公開を行う、その際は相手国の公用語又は広く使用されている言語と地域の人々が理解できる様式で行う</u></p> <p><u>3. 現地ステークホルダーとの協議は、意識操作や干渉、強制、差別、脅迫のない、文化的に適切な方法で行う。</u></p> <p><u>4. 現地ステークホルダーとの協議は、直接対面で行うことを原則とするが、相手国の現地の状況を踏まえて必ずしも対面である必要はなく、遠隔でのアクセスやソーシャル・ネットワーク・サービス等の技術の適用を含め、意見の表明とそれに対して相手国等が検討し対応できる適切な方法で行う。</u></p> <p>社会的な弱者への配慮</p> <p><u>1. 相手国等は、現地ステークホルダーの中で、特定の状況に伴い弱い立場におかれている者を特定する。</u></p> <p><u>2. 社会的に弱い立場にある者の参加が確保され、意見が積極的に出され、かつ出された意見が公平に取り扱われるよう、配慮する。そのために必要な方策を検討し、実施する。</u></p> <p>重大な変更</p> <p><u>1. プロジェクトに重大な変更があり、追加的な影響が生じる場合、相手国等は現地ステークホルダーに対し、追加的な影響と緩和策について情報を提供し、現地ステークホルダーとの協議を行う。</u></p>											
<p>別紙 6-5 チェックリストにおける分類 チェック項目</p>	<p>チェックリストには、以下の分類・環境項目が含まれる。活用にあたっては、それぞれのセクター及びプロジェクトの特性を踏まえ、必要な項目につきチェックすることとする。</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">(分類)</td> <td style="vertical-align: top;">(チェック項目)</td> </tr> <tr> <td>1. 許認可・説明</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ EIA 及び環境許認可 ・ 地域住民への説明 </td> </tr> <tr> <td>2. 汚染対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気質 (<u>温室効果ガス含む</u>) ・ 水質 ・ 廃棄物 ・ 土壌汚染 ・ 騒音・振動 ・ 地盤沈下 ・ 悪臭 ・ 底質 </td> </tr> <tr> <td>3. 自然環境 ・ 保護区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生態系 ・ 水象 ・ 地形・地質 ・ 跡地管理 </td> </tr> <tr> <td>4. 社会環境 ・ 住民移転</td> <td></td> </tr> </table>	(分類)	(チェック項目)	1. 許認可・説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ EIA 及び環境許認可 ・ 地域住民への説明 	2. 汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気質 (<u>温室効果ガス含む</u>) ・ 水質 ・ 廃棄物 ・ 土壌汚染 ・ 騒音・振動 ・ 地盤沈下 ・ 悪臭 ・ 底質 	3. 自然環境 ・ 保護区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生態系 ・ 水象 ・ 地形・地質 ・ 跡地管理 	4. 社会環境 ・ 住民移転		
(分類)	(チェック項目)											
1. 許認可・説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ EIA 及び環境許認可 ・ 地域住民への説明 											
2. 汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気質 (<u>温室効果ガス含む</u>) ・ 水質 ・ 廃棄物 ・ 土壌汚染 ・ 騒音・振動 ・ 地盤沈下 ・ 悪臭 ・ 底質 											
3. 自然環境 ・ 保護区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生態系 ・ 水象 ・ 地形・地質 ・ 跡地管理 											
4. 社会環境 ・ 住民移転												

項目	改定版	JICA 方針案
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活・生計 ・文化遺産 ・景観 ・少数民族、先住民族 ・労働環境(労働安全を含む) <p>5. その他 ・ 工事中の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故防止対策 ・モニタリング - 	
<p>別紙 7-6 モニタリングを行う項目</p>	<p>モニタリングを行う項目は、それぞれのセクター及びプロジェクトの特性を踏まえ、以下に掲げる項目を参照しつつ、必要な項目を判断することとする。<u>その際は国際金融公社 (International Fincance Corporation) の Environmental, Health, and Safety Guidelines に含まれる国際基準を参考に</u>する。参照する際は、必要に応じて最新の基準を確認すること。</p> <p>1. 許認可・説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当局からの指摘事項への対応 <p>2. 汚染対策</p> <p>-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質 ：SO₂、NO₂、CO、O₂、煤塵、浮遊粒子状物質、粉塵等 ・水質 ：pH、SS (浮遊物質)、BOD (生物化学的酸素要求量) /COD (化学的酸素要求量)、DO (溶存酸素)、全窒素、全磷、重金属、炭化水素、フェノール類、シアン化合物、鉱油、水温等 ・廃棄物 ・騒音・振動 ・悪臭 <p>3. 自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系 ：貴重種に対する影響、対策等 <p>4. 社会環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民移転 ・生活・生計 <p><u>5. 苦情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情の件数、内容、対応等 <p>(注) 大気質・水質については、排出値か環境値かを特定。また、工事中の影響か操業中の影響かによって、モニターすべき項目が異なることに留意が必要。</p>	<p>【40】 別紙 6 モニタリングを行う項目は、GL の参考資料であり、必要に応じて見直し、更新する。</p>

独立行政法人国際協力機構
 審査部環境社会配慮審査課／監理課

国際協力機構環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会
環境社会配慮ガイドライン改定方針案に関する意見
(ドラフト EIA の定義及び 120 日公開対象資料について)

諮問委員 黒木浩則

平素はお世話になっております。

包括的検討テーマ②対象事業、情報公開（意見 83 及び 84）について、2月18日に意見書を提出（参照 1）し、第7回諮問委員会（2021年3月4日（木）開催）において、シドラフト EIA の定義並びに 120 日間公開対象資料について意見を述べました。

本件に関して、同委員会で、さらに村山委員から様々なケースがあり得るため今後議論が必要との意見が述べられ、貴機構が今後検討を行う旨の回答がありました。

第7回諮問委員会における当方の意見とコンサルタントの経験に基づき下記のような対応が必要であると思われますので、以下具体的な提案をここにさせていただきます。

今後の委員会の中で具体的な対応をご説明頂き、どのような媒体で明確化するかについてご回答頂きたくお願い申し上げます。

1. ドラフト EIA の定義並びに 120 日公開資料対象について

典型的なケースとそのケースに応じた対応（案）を下記の通り提案致します。

分類 1	分類 2	対応
ケース 1 相手国に既存承認 EIA がある場合		対応 1 助言+JICA レビューに基づく追加対応を英文化して公文書として相手国に提出し、ウェブで公開する。公開から 120 日カウントを行う。
ケース 2 相手国で既存 EIA プロセスが進行している場合	2-1 助言等に基づく JICA 見解が反映可能な場合	対応 2 助言やレビュー結果等を反映したドラフト EIA 提出後、公開 120 日間のカウントを行う。
	2-2 助言等に基づく JICA 見解が反映できない場合	対応 1
ケース 3 JICA 準備調査で第 2 回助言委員会前に EIA 手続き（ドラフトを提出）している場合	3-1 助言等に基づく JICA 見解が反映可能な場合	対応 2
	3-2 助言等に基づく JICA 見解が反映できない場合	対応 1 または補足 EIA 資料を公文書として相手国に提出し、ウェブで公開する。公開から 120 日カウントを行う。
ケース 4 ICA 準備調査の第 2 回助言委員会後に EIA ドラフトを出す場合		対応 2

なお、これらのケースについて FAQ に事例として記載し、かつ JICA ガイドライン本文では、「助言委員会等を含めた JICA 見解を反映したドラフト EIA または補足資料を含めて公開を 120 日間行う」等の表現で新ガイドラインに記載する事を提案致します。

以上

(参照1) 2月18日提出意見

1. (再提言) ドラフト EIA の定義 (第 5 回資料 意見 56) について

- (1) 「ドラフト EIA」とは JICA が準備調査等で支援作成するもの場合は、助言文書を反映したものとすべきである。また、既に相手国等によって作成されたものがあるれば、別途助言文書を英文化の上、相手国に提出し、JICA ウェブサイト等で公開すべきと考えます。

理由は以下の通りです。

- ① 通常の JICA が支援する 1 年程度の準備調査スケジュールの場合、最終的なドラフト EIA は助言委員会の助言文書を反映した上で完成し、相手省庁に提出すべきである。(ドラフト EIA 作成完了のタイミングと助言委員会タイミングはほぼ同時期であること。つまり助言委員会開催前にドラフト EIA を相手省庁に出す時期と助言文書反映版を出す時期は大きな差はないものと考えられるため。)
- ② これは、質の高いインフラ投資を踏まえた迅速な ODA を推進するにあたって、G7 伊勢志摩原則 (原則 3) において「質の高いインフラ投資は、インフラプロジェクトの社会・環境面での影響について配慮しなければならない」、また、既存の MDBs の基準を含む最も重要な基準に反映されている国際的なベストプラクティスに沿った社会・環境面でのセーフガードを適用すること等により、こうした影響に適切に対応しなければならない」とあり、自然・社会面での質の確保や合意形成のための十分な期間の確保、それを踏まえた助言文書をドラフト EIA に反映する事はこの原則に従った対応を行うためである。
- ③ また、既に承認 EIA がある場合、助言文書に基づく対応事項を英文化し、JICA 側から相手国へ追加提出の上、JICA ウェブサイト上等で公開すること。このような対応により、現地担当者の異動等による引継ぎ漏れや、その後のコンサルタント・コントラクターとの契約などの書類から漏れて助言文書の対応事項が十分反映されなくなる事を防止するためである。

なお、冒頭に記載したとおり、相手国 EIA が既に存在する場合は、助言文書を英文で公文書として発行した日から、承認 EIA またはドラフト EIA として 120 日間の公開が開始されるべきである。また、この助言文書を付した文書は、工事実施段階にも確実に関係者間で引き継げる公文書として保管すべきである。

- (2) なお、ドラフト EIA を 120 日公開するルールについて、既に現地での EIA 承認手続きを開始している場合でも、上記 G7 伊勢志摩原則に基づき助言文書を反映した更新版ドラフト EIA、または補足 EIA レポートの速やかな公開を待つて 120 日間のカウントを行うべきと考える。
- (3) また、当該案件で LA 後に、詳細設計の計画を踏まえて既提出の EIA を更新した場合は、EIA の更新版も併せて速やかに公開すると良いと考える (同様に RAP を LA 後に更新した場合は公開されることが望ましいと考える)。

以上

